

地域福祉計画に係る評価報告書

資料A-1

1-1 地域の力が発揮される協働の里づくり

(1) 地域福祉の醸成

項目	内容	H29 実施状況・評価
【数値目標】	「あいサポート運動」研修終了者人数 平成27年度 777人 ⇒ 平成32年度 1,100人	矢上高校生徒103名 社協職員17名 民協(瑞穂)26名 のぎくの会(9名) 役場職員35名 地区社協16名(合計206名) 各団体の要請に応え実施(昨年より101名増)
①福祉教育の推進		
地域福祉推進月間の充実	・住民が地域の実情を知り、福祉ニーズを解決するため、月間中に地域福祉の推進に積極的に参加をする機会を確保し、関係機関や地域・団体等と共に活動を推進します。すでに連携している団体だけでなく、新たな連携・協働を視野に入れて活動を進めます。	・邑南町地域福祉推進月間を11月11日～12月10日と定め、邑南町総合福祉大会を町老人クラブ連合会・町民生児童委員協議会・町社会福祉協議会・邑南町の4者会議を中心に毎年開催している。 430名参加(平成29年度在宅介護者表彰新設)(5組表彰) ・各団体における意識啓発は都度行われておりそれぞれの見守り活動等の意識は定着してはいるものの急場の対応などに課題があると考えられる。(65歳以下の一人暮らし者等)
各福祉週間の充実	・住民の福祉意識の醸成を図るため、障がい者週間、老人週間などの福祉週間に、関係機関や地域、団体等で理解を深める活動を進めます。	・各週間については町広報紙、社協広報紙などでその都度PRを行っている。 ・あいサポーター研修受講増
連携のとれた福祉教育の推進	・町社会福祉協議会による各小・中学校との情報・意見交換や福祉教育連絡会議の開催等により、各関係機関で連携のとれた福祉教育の推進を支援します。	島県社会福祉協議会の「ふくしの学び合い」事業を活用し事業展開 ・瑞穂小 高原小 日貴小 東小(疑似体験・盲導犬・わら細工) 瑞穂中(講演会「私の歩んだ道」見えないから見えたもの)など学校からの依頼に応え実施。
町社会福祉協議会が行う福祉教育の支援	・児童・生徒を対象にしたサマーボランティアスクールや福祉講座(手話・点字・疑似体験)を支援します。	・児童生徒を対象としたサマーボランティアスクール106名が参加 ・福祉講座 矢上高校 羽須美中学校 日貴小学校 石見東小学校 高原小学校 講義「ふくしとは」 高齢者疑似体験 車いす操作体験 視覚障害特性体験 盲導犬 年賀状作成 190名参加
	・高齢者・障がい者等各種ボランティア養成講座の開催を支援します。	・障がい者の理解と支援について「あいサポーター運動」の啓発に努め、「あいサポーター養成研修会」を事業所、自治会等々に働きかけ実施した。
	・事業所や自治会等に働きかけ、「あいサポート運動」の推進を図ります。	・パラリンピック合宿招致に向け、障がいに対する理解を深める必要がある。あいサポーターを一人でも多く養成するため、地域住民へ積極的に働きかけを引き続き行っていきたい。
保育所、学校等が行う福祉教育の支援	・老人施設や特別支援学校等との交流を通して高齢者や障がい者の理解の促進が図れるよう、各中学校区ごとに作成したふるさと教育全体計画に基づき、関係機関と情報交換等を行いながら支援します。	・各保育所においては、地域の高齢者との交流活動を積極的に行われています。 ・小中学校と県立石見養護学校との交流が積極的に行われている。
	・地域の高齢者との交流を通して文化の伝承や地域の理解の促進を支援します。	・各小中学校では、生活科や総合的な学習の時間を中心に、交流学习、体験学習を年間計画にもとづいて実施している。 ・今後も高齢者とのふれあいを継続して行っていけるよう支援する。 ・老人クラブ、地区社協等と連携し実施(社協)
	・福祉体験教室(疑似体験、手話等)を支援します。	・町内小中学校からの要請を受け福祉体験学習(疑似体験・手話・点字等)
生涯学習課・公民館が行う福祉教育の支援	・高齢者教室や世代間交流の学習を通して、高齢者の知恵や技の伝承の場づくりを支援します。	・「公民館に泊まろう」で、阿須那小学校児童が竹細工作りで、地域の技を持った人たちと一緒に構や器を作成し、刃物の使い方や竹の特質を体で学んだ。(阿須那公) ・井原創生ふるさと学校付属井原いきま総合研究所(地域学校)を通して、井原を知る勉強会を実施した。(井原公) ・石見地域公民館共催で、健康づくり講演会を実施した。(井原公) ・公民館まつりで披露する田植え囃子の練習・指導・助言を協力していただいた。(市木公) ・保育園のお月見会に、地域の高齢者に参加していただき昔の遊びを教えていただいた。(市木公) ・保育所と高齢者の世代間交流事業として「読み聞かせ」を実施する。高齢者の知恵や工夫により上手に絵本を読み聞かせ、園児は大変熱心に聞いていた。また、昔ながらの遊びを体験し、伝統の継承に繋がった。(口羽公) ・地域学校ハンザケで、「かかし作り」を地域の先生方と4回かけて取り組んだ。技術の伝承と世代間交流となった。(田所公) ・地域学校の体験活動をおとして、世代間交流を図った。また毎週運動教室を実施し、高齢者の健康づくりを図っている。(日和公) ・米づくり体験(田植え、稲刈り、稲こぎ、餅つき)をおとして、子どもたちに、技術と伝統、文化を伝える場を設定している。また、毎月運動教室や認知症予防教室を行い高齢者の健康作りをサポートしている(矢上公) ・高齢者と小学生の世代間交流事業としてグランドゴルフ大会を計画したものの、悪天候により実施できず、屋内で「クロリティー」「スカットボール」を実施した。(日貴公)
自治会、地区社協などの地域が行う福祉教育の支援	・自治会や地区社協等が「あいサポート運動」をはじめ福祉活動・教育を推進できるよう支援します。	・「あいサポーター運動」並びに「介護予防」を目的とした「いきいきサロン」を11地区社会福祉協議会・39自治会等々に働きかけた。 ・併せて直接支援(職員派遣)を実施した。 ・いきいきサロンの開催回数に地域格差があり、未実施地域への開催に向けた働きかけを現地でを行った。
②人権教育の推進・ふるさと教育世代間交流の推進		
連携のとれた人権教育の推進	・ひとを尊重する心を育むために、各関係機関が連携のとれた人権教育が推進できるよう努めます。	・小・中学校と教育委員会、矢上高校、石見養護学校、県高校同和教育専任教員、町スクールソーシャルワーカーで定期的集まり、進路保障学社連携協議会を開催している。情報交換をしながら、様々な関係機関が連携して、児童生徒の進路保障の充実に引き続き努めている。 ・島根県立石見養護学校と共催して人権学習講演会を実施した。(井原公) ・他公民館と連携し、講演会を開催。(市木公) ・瑞穂中学校PTAと社会福祉協議会との共催で「福祉の学び合い 人権教育講演会」を開催した。(田所公)

	<ul style="list-style-type: none"> ・人権・同和教育に対する理解を深める学習の推進、人権週間における人権意識の高揚を学校・家庭・地域・職域等と連携して推進します。人権・同和教育地域啓発プログラムの作成を今後も進め、地域での学習を深めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校において、参観日に合わせて人権集会や人権・同和教育に視点をあてた授業公開を開催している。 ・四ツ葉の里連合協議会と共催して人権学習講演会を実施した。 ・世代間交流事業（高齢者と小中高生）に併せて、障がいのある人権（視覚）をテーマに、ハーモニカ鑑賞会を実施した。（井原公、中野公） ・アイヌ文化の料理教室およびアイヌ刺繍コースター作り教室を通じて、アイヌの歴史と文化を学習した。（ロ羽公、日和公、井原公） ・井原公民館と共催し、人権講演会への参加を呼びかけた。（市木公） ・アイヌ民族の差別や文化などを知る場として料理教室を実施した。多くの参加があり、アイヌの素晴らしい文化や伝統を体感し、あわせて差別の実態を学習した。（ロ羽公） ・瑞穂中学校PTAと社会福祉協議会との共催で「福祉の学び合い人権教育講演会」を開催した。（田所公） ・人権講演会を開催した。（日和公） ・人権講演会を開催（矢上公） ・人権講演会を開催（日貴公） ・人権講演会を実施（中野公）
ふるさと教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校でふるさと教育、ボランティア学習を通して心の育成と一人ひとりを大切に学習活動の実践をふるさと教育全体計画に基づき推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと教育については、今後全体計画にもとじて実践を重ねながら、学校と公民館等が連携して改善を図る。 ・地域とのつながり、地域の特色、地域の人材を生かして、それぞれの学校独自の教育活動を、自分の未来、ふるさとの未来につながるより充実したものになるように、「おおなんドリーム学びのつどい」で発表する機会を継続して設けた。今年度も県の事業も受け、一層の充実を図ることができた。 ・他校の実践を情報共有し、自分の未来についての思いやふるさとへの愛着を深めることができた。このような学習は、各学校で子どもたちの思い、活動の場を大切に実践されている。 ・全ての小・中学校で取り組んだ。地域とのつながり、地域の特色、地域の人材を生かして、それぞれの学校独自の取り組みが展開された。自分の未来、ふるさとの未来につながるより充実したものになるように、自身のキャリアとしての学びを「おおなんドリーム学びのつどい」で発表する機会とした。 ・地域学校、ふるさと市木探検隊などをとおして地域と学校をつなぎ、児童たちにふるさとの魅力を伝えている。（市木公）
	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区公民館が主体となって展開している、地域主体で子どもたちに体験活動を提供する「地域学校」を今後も推進し、子どもたちに地域のすばらしさを伝えていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市木公民館では、川遊びをメインテーマにつかみ捕りや川釣りなどを開催した。（市木公） ・田所地区「地域学校ハンザク」で、今年度は「かかし」をテーマに4回実施した。「かかし」の作品は、ハンザクまつり（公民館まつり）で披露した。（田所公） ・地域学校日和子ども塾において、そば打ち体験等を実施した。（日和公） ・中野地区地域学校を実施した。（中野公）
世代間交流による伝統文化の継承	<ul style="list-style-type: none"> ・国指定文化財等を活用し、世代間交流を通じて伝統文化の継承を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係各課と連携して取り組んだ。 ・榎尾神楽団が主体となって、子ども神楽の育成をしている。（市木公） ・公民館自主教室の成人学級が、公民館まつりで田植え囃子を披露するため、練習・指導・助言をいただいた。（市木公） ・ロ羽通良の歴史の縁の地である広島市白木町と他地域間の史学の交流を深めるため、広大名誉教授を講師に招き、講演会や史跡見学を開催。町内外からも多くの参加があり、世代間・町内外交流ができた。（ロ羽公） ・地区コミュニティと連携し、田植えばやし保存会協力のもと年に1回小学校全校生徒と田植えばやしを行っている。（矢上公） ・高齢者世代と子ども世代がともに地域の歴史、文化財、祭りを学ぶ学習を実施した。（中野公）
ふれあいサロンの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・町社会福祉協議会及び地区社協が中心となり小地域での世代間交流が促進できるよう支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・11地区社協、39自治会に対してふれあいサロン活動（世代間・世帯間交流）の働きかけを実施した。サロンに関する要綱を変更し実施

(2) 一人ひとりの力が発揮される地域活動の促進

【数値目標】	地域活動に取り組んでいる人の割合 平成27年度 36.7% ⇒ 平成32年度 45.0%	
--------	---	--

①健康づくり活動への促進

ライフステージに応じた基本的な生活習慣改善に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣の基本は家庭にあるため、まずは家庭で取り組むことができるようなテーマを決め、保育所（園）・学校・医療機関・公民館・町社会福祉協議会等の関係機関が連携して生活習慣の改善を図ります。 ・子ども、大人、高齢者それぞれの年代に応じた生活習慣の改善に向けた取り組みを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康長寿おなん推進会議を年2回開催（7月18日20人参加、3月5日開催予定）し、第2次健康増進計画に基づき住民参加の健康づくりを推進している。25団体から参加してもらい、構成団体において自主的な健康づくりの取り組みが進むよう支援している。 ・生活習慣病の方が年々増加しており、疾病予防・健康づくりを各ライフサイクルに応じて取り組み、健康保持増進を図る必要がある。子どもの頃からの正しい生活習慣の確立、働き盛り世代の方が健診を受診し、健康状態を把握するとともに、生活改善に取り組むきっかけづくり、高齢者が健康を維持し、介護予防を行うための生活習慣の確立など、それぞれの年代に応じた取り組みを推進していく。 ・子どもの健康については、保育所・学校・医療機関・地域ボランティアとともに、課題や施策を検討し、保護者への働きかけと子どもたちへの啓発を継続していく。 ・働きざかり世代の健康づくりは重要な課題であるため、健康長寿おなん推進会議を母体に、職域関係者と検討の場を持ち、各職場ごとの課題に応じた取り組みを支援していく。 ・高齢者の健康づくりは、介護予防の取り組みを中心に福祉課と連携を図りながら具体的な取り組みテーマを決めて推進していく。
地域が主体の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会等で地域の住民が主体となって「いきいきサロン」など小地域の活動の開催を支援し、介護予防の推進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会本来の活動の在り方として地域における「いきいきサロン」活動は古典的な手法であり住民の地域活動の中心的な活動であったが、最近支援者の高齢化などにより開催ができていくようになってきているのが実情である。社協として町内全自治会に開催依頼をしているも、全く開催がない自治会もある。平成29年度は開催方法など変更し開催に向け働きかけを行ってきた。全体の開催回数は145回 参加者の総数は3697名。

<ul style="list-style-type: none"> 健康増進事業の推進（スポーツ大会、スポーツ講習会）の開催により健康増進の普及を協働して実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 昨年と同様に生涯学習課（12公民館）と共催で毎月第4土曜日にウォーキング事業を展開した。新規参加者と開催地域の参加者を増やすために内容の充実を図ったりちらし配布を継続したが参加者数は減少した。今後は参加者の維持と、ウォーキング等の運動継続を調査するとともに、気軽に参加しやすい環境を整えるよう事業を展開していく。 公民館、スポーツ推進委員、白鳩会、地域の健康サロン合同で親子ふれあいニュースポーツ大会を開催し、ゴールボール、キンボール、クロリティーを行った。（阿須那公） 毎月最終金曜日にノルディックウォーキング講習会を実施している。（井原公） 市木公民館では春と秋に地区民を対象にしたグラウンドゴルフ大会を開催している。（市木公） 1月に保健課とウォーキングを実施。（田所公） 月1回の女性セミナーで、軽スポーツやグラウンドゴルフ、ウォーキングを実施。（田所公） 保健課共催のウォーキングを開催した。（日和公） 矢上地区ウォーキングを開催し、35名の参加があった。（矢上公） ウォーキングを開催し、23名の参加があった。（日貴公）
<ul style="list-style-type: none"> 邑南町食育推進計画に基づき食育の推進を図ります。 	<p>新たに作成された第三次食育推進計画の周知及び計画に基づいた活動に取り組んだ。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 地域で介護予防が推進できる環境づくりを推進します。 	<p>平成28年度から保健課、町社会福祉協議会、福祉課合同でボランティア研修会を開催している。今年度登録者数：251名（内訳 集いを支える支援者139名、生活を支援する者60名、食の推進員40名 重複登録あり。） 今年度は6回研修会を計画し、1月末現在で5回終了している。毎回、50人近い出席があり皆さん積極的に参加されている。 今後の方向性として、ボランティア養成研修は3年毎に開催することとし、その間の3年間は再教育という流れでボランティアの育成・フォローを行っていく予定。（次回養成年度は、H31年度）</p>
<ul style="list-style-type: none"> 公民館・自治会を拠点とし、身近な場所で健康づくり活動を推進します。 	<p>今年度、第2層の生活支援コーディネーターを3地域にそれぞれ配置し、現在各地域の活動状況の視察を行って地域資源の把握を中心に取り組みを進めている。今後、自治会単位・公民館単位等住民の身近なエリア毎に必要なサービス・支援等が立ち上がるよう第1層・第2層生活支援コーディネーターと連携して進めていく方向。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 体制の充実に努め、定期的に事業評価や内容の見直しを行います。 	<p>若い時から健康づくり・介護予防に積極的に取り組むことの重要性について、地域部会等で保健課と情報交換しながら連携して取り組みを行っている。</p>

②地域活動の人材育成とネットワークづくり

<ul style="list-style-type: none"> 集落・自治会の地区活動の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会・集落等身近なネットワークの構築等により、住民自らが課題を発見し、解決できる地域づくりを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 移動公民館事業により各地域に出かけ情報共有や課題解決に向け事業等を連携して行っている。（阿須那公） 2ヶ月に一度、自治会・保育園・小学校・公民館が集まり連絡会を開き、各機関の情報を共有している。（市木公） 5つの自治会から数名出してもらい「田所をどがあすしよう会」を結成し、田所地区別戦略事業を実施している。（田所公） 日貴地区活性化協議会を中心として、地区別戦略事業に取り組んでいる。地区別戦略委員が観光部・生活部・産業部の3部会に分かれて地域課題等の解決に取り組んでいる。（日貴公）
	<ul style="list-style-type: none"> 課題解決を地域主体で先行的に行っている地区を参考に、応用できる取り組みを他の地区にも広げていけるよう支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> 連絡会を中心に、関係各機関と連携をとり課題解決に向けて動いている。（市木公）
<ul style="list-style-type: none"> 公民館の活用と地域活動の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 各地区公民館が中心となり地域のネットワークづくりを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 自治会と公民館が連携し、関係各機関とも情報共有したネットワークづくりをしている。（市木公） 矢上地区自治会設立40周年記念（H30年度実施）に向け自治会と連携しネットワークを強化し計画を進めている。（矢上公）
	<ul style="list-style-type: none"> 地域課題の学習やネットワークづくりを通じて、具体的な地域活動につなげていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ネットワークを活かし、地域行事への協力や参加を呼びかけている。（市木公）
<ul style="list-style-type: none"> 地域リーダーの育成の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 各機関、団体、組織（自治会・地区社協・公民館等）等が中心となり地域福祉・地域づくり活動を推進する地域リーダー（ファシリテーター）の育成が図れるよう努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 公民館自主教室のメンバーが各集落の牽引役となって、地域づくりに協力してくれている。（市木公） 公民館活動推進協議会や地域学校ハンザケにおいて、リーダーの育成に努めている。（田所公）
	<ul style="list-style-type: none"> 次代を担う若い世代の地域活動への参加を促進し、リーダーの育成を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域学校等に若い世代の方にも参加していただき、高齢の方々も含め知恵を出し合いながら活動し、次世代のリーダーの育成に取り組んでいる。（阿須那公） 現在の地域リーダーの存在は高齢者が中心となっている。パトタッチする若い世代の地域行事への参加が少なく課題となっている。（市木公） 公民館活動推進協議会や地域学校ハンザケにおいて、リーダーの育成に努めている。（田所公） 公民館行事に若い世代の方々に協力していただきながら実施した。（日和公） 20～30代の育成に取り組んだ。（布施公） 地域再生プロジェクトと連携しドローン活用講習を行い、若者参加を推進した。（矢上公）
	<ul style="list-style-type: none"> 福祉課、保健課、町社会福祉協議会等で行う人材養成については、役割分担の明確化、または統合等を視野に入れ調整を図ります。 	<p>平成28年度から保健課、町社会福祉協議会、福祉課合同でボランティア研修会を開催している。今年度登録者数：251名（内訳 集いを支える支援者139名、生活を支援する者60名、食の推進員40名 重複登録あり。） 今年度は6回研修会を計画し、1月末現在で5回終了している。毎回、50人近い出席があり皆さん積極的に参加されている。 今後の方向性として、ボランティア養成研修は3年毎に開催することとし、その間の3年間は再教育という流れでボランティアの育成・フォローを行っていく予定。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 福祉課題や生活の困りごとに対応するための仕組みづくりに向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> 住民主体による福祉サービスの構築や担い手づくり、生活の困りごとを身近な地域で解決するための仕組みづくりに向けて、自治会や公民館、関係機関等と連携を図りながら検討を進めていきます。 	<p>地域の関係機関や、地域住民の代表者を構成メンバーにした第1層の協議体（邑南町地域包括ケアシステム推進協議会）を立ち上げ、住民主体による福祉サービスの構築や担い手づくり、生活の困りごとを身近な地域で解決するための仕組みづくりに向けて研修や意見交換を行った。来年度は、日常生活圏域毎の協議体の立ち上げに向け、生活支援コーディネーターと連携を取って進めていく予定。</p>

③各種団体やボランティア活動・NPO活動及び企業ボランティアの促進

各団体の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブ、障がい者団体等の自主的な活動が継続できるよう支援に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「邑智郡ふれあいの会」総会6/11 会員13名 支援者22名、夏の遠足8/11(焼肉ハイキングと買い物)会員24名参加 支援者17名、秋の遠足10/28(千代田サンクス、グランドゴルフ)12名参加、支援者3名 クリスマス会12/10(中野公民館)会員14名参加 支援者10名 ・「手をつなぐ育成会」総会6/3 22名出席 イベントへのバザー参加(神楽大会・福祉大会)クリスマス会はふれあいの会と合同開催
ボランティア活動への参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアへの参加が少ない青年層を中心にボランティア活動についての情報提供や参加機会の提供、参加の呼びかけを行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・要請に基づき、要約筆記・手話ボランティアをイベントに派遣している。 ・子育てサロンへの参加、地域福祉月間のボランティアの日(清掃活動)の参加など、様々な活動への参加を促している。 ・災害ボランティアへの登録、ひとり1品運動への参加や協力を様々な機会にお願いしている。 ・ボランティア活動を支援する目的として、団体へ活動助成金を交付した。 ・除雪に関するボランティア募集を実施
一般企業等のボランティア活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の見守りや高齢者・障がい者の生活を支えるため、郵便局や農協、商店で行われている見守りや声かけの継続とともに、新たに一般企業で取り組みができるよう啓発を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステム、協議体における委員構成において、町内各団体及び組織に依頼し啓発活動を開始した。二層のコーディネーターも配置され細かな対応が期待される
ボランティア団体の横の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・町社会福祉協議会のボランティアセンターで、ボランティアに関する相談、総合調整・情報提供をしながら、ボランティア活動の推進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンター運営委員会(町社協)を開催し、ボランティア活動促進に向けて共通理解を図っている。
NPO法人の育成支援	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人の立ち上げの支援及び活動の促進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在NPO法人は町内に1団体であり、中山間地域の課題解決に努めている。収入面の限界と、人材を外都からどう呼び込むかが課題である。 ・総事業費の確保のため、行政からの業務委託に加え、事務代行、農産物の販売、研修(教育旅行、修学旅行等)等手数料のほか、会費や自主事業(放牧)などの可能性を検討している。 ・12地区の地区別戦略計画に地域の交通や高齢者支援を目的に地域課題を解決する手段として、NPO法人の立ち上げを検討している地区がある。立ち上げなどの相談には都度対応している。

1-2 一人ひとりの個性と権利を大切にすまちづくり

(1) 権利擁護の推進と虐待・暴力の防止

【数値目標】	町社協の権利擁護事業を知っている人の割合 平成27年度 26.3% ⇒ 平成32年度 35.0%	
--------	---	--

① 権利擁護事業の普及促進

日常生活自立支援事業の普及・促進	<ul style="list-style-type: none"> ・判断能力が不十分となった人に対して、町社会福祉協議会が配置する生活支援員が意思表示の援助や代弁、日常的な金銭管理等の援助を行うとともに情報提供に努め利用の促進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、14名が日常生活自立支援事業を利用しており、町社協では職員2人、支援員3名で対応している。 ・今後の利用者増加など、将来展望を明確にしながら人員体制の整備等を図る必要がある。
成年後見制度の普及・促進	<ul style="list-style-type: none"> ・判断能力が不十分な人たちの財産管理や身上監護について、成年後見人等が支援します。 ・親族や専門職等が後見人となることができない場合は、町社会福祉協議会が後見受任します。 ・成年後見制度の普及、利用の促進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、後見12件、保佐10件、補助1件の合計23件を町社協で受任している。この件数に対して社協職員2名、支援員22名の内の13名で対応している。 ・今後、成年後見制度の利用希望者が増加するようであれば、人員体制の整備等を図る必要がある。 ・社協広報に4回掲載し啓発活動実施。
民生委員・児童委員による情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員が地域住民の生活実態を把握し要支援者の自立と支援のために身近な相談役として各種情報の提供に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障がい者で支援を要する世帯に、民生委員が権利擁護のための情報提供を年間を通じて行っている。

② 苦情解決事業の充実

サービス事業者が行う苦情解決	<ul style="list-style-type: none"> ・介護・福祉サービス提供事業者が、利用者等の苦情に対して相談窓口を設置し、苦情や不満の解決を図るよう支援します。 ・問題等が生じた場合には地域包括支援センター運営協議会で情報を共有するなど、第三者評価による情報の公開を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護・福祉サービス提供事業者が利用者等の苦情に対して相談窓口を設置しており、苦情や不満の解決に努めている。 ・第三者評価で共有する問題はなかった。
介護相談員派遣事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険サービスの利用者とその家族に対して、サービスを利用する上で生じた疑問や不満などの苦情に至るまでの相談に応じ、サービスの質の向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護相談員が月2回施設訪問し、利用者の声や相談員の気づきを受入施設へ伝え問題解決に向けたアプローチをしている。場合によっては事務局も同行訪問を行う。 ・三者連絡会では相互理解に努めながらより質の高いサービス提供ができるよう意見交換しあうことができている。

③ 虐待や暴力を防止する対策の推進

高齢者、障がい者、児童、女性に対する虐待・暴力の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待の対応には、介護者・家族の支援も必要であるため、「邑南町高齢者虐待対応マニュアル」により、高齢者虐待対応ネットワーク会議で解決策を検討し対応にあたります。 ・障害者虐待防止のため、町地域自立支援協議会相談支援部会の保健師や相談支援専門員との連携に努めるとともに、発見や通報には「障害者虐待防止マニュアル」に基づき迅速かつ適切に対応します。 ・児童虐待を発見し、早期解決を図るため、発見や通報には「児童家庭相談援助指針」に基づき「邑南町要保護児童対策地域協議会」と連携して迅速に対応します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待の疑いの通報があった場合は、各種関係機関と連携し情報を収集している。また代表者等が集まる高齢者虐待対策防止推進協議会において、情報提供や協力依頼を行っている。 ・邑南町地域自立支援協議会、及び相談支援部会における関係機関の連携を密にし、情報を共有している。 ・障がい者虐待に関しては、障害者福祉施設従事者による虐待のケースが1件あった。障害者虐待防止マニュアルに基づき迅速かつ適切に対応した。 ・児童虐待防止対策については、今年度「子どもまるごと相談室」を設置し、子育て不安を抱える保護者への相談体制を整え、乳幼児の虐待予防及び早期発見に努めています。また、邑南町要保護児童対策地域協議会において関係機関との連携の中、虐待に関する相談・通報受付窓口の機能強化及び周知を図り、迅速な対応に向けた体制整備を図っています。
----------------------------	--	--

<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画計画を平成28年度に見直し、DVの予防に向けた意識啓発・広報を強化します。 	<ul style="list-style-type: none"> 県から送付されたパンフレットを利用して町民課・各支所窓口及び各公民館での啓発、無線、ケーブルテレビでの啓発を実施している。また「女性に対する暴力をなくす運動」期間には関係機関と街頭活動を行い啓発に取り組んでいる。
<ul style="list-style-type: none"> 女性相談センターと連携し相談体制の整備に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度の邑南町への女性相談は1件。 相談の内容に応じ、関係課との連携を図って対応している。また相談センターと連携をして対応に努めている。 女性相談について、関係課や女性相談センターと連携をして、さらに相談体制を充実させる必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて警察の立入調査の援助を要請します。 	<ul style="list-style-type: none"> 上位法に基づき、必要が生じた場合、警察と連携を図り対応する。 必要に応じて警察の立入り調査を要請します。 相談内容の中で、身に危険性がある場合または危険を及ぼす予測がある場合は、警察に連絡している。 障害者福祉施設従事者による虐待のケースでは警察の立入り調査を必要とするものではなかった。 児童虐待においては、要保護児童対策地域協議会のなかで警察との連携を密に行っており、問題が発生した場合は連携して対応する体制を整えてあります。

(2) 要支援者等の把握・孤立防止と対応の強化

① ネットワークを活用した潜在的な要支援者等の把握

各種機関・人的ネットワークによる要支援者の把握	<ul style="list-style-type: none"> 社会的孤立など、福祉サービスの利用に結びつきにくい事例等には、関係機関、民生委員を中心とした地域のネットワークを活用し情報とニーズの把握に努めます。 生活困窮者等の生活支援の必要な人を把握するため、庁内各課や関係機関等と連携し、保険料の滞納等生活困窮が疑われるような情報の把握・共有を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域ケア会議6回 民生委員(0) 担当者件数(6回) 生活困窮者等の生活支援の必要な人を把握するため、庁内各課や関係機関等と連携し、保険料の滞納等生活困窮が疑われるような情報の把握・共有を図ります。
新たな地域ネットワークの構築に向けた検討	<ul style="list-style-type: none"> 郵便局や移動販売等の民間事業者と連携した見回りなど、要支援者の状況を定期的に把握する多様なネットワークの構築を、今後も検討していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 今年度、特殊詐欺防止の年賀八万千配布は実施していない。

② 社会的孤立者や生活困窮者等への包括的な支援の推進

経済的自立のための支援策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 資産・能力のある人については、その資産の活用と自立した生活を営むための就労に向けた支援を行います。 経済的支援を必要とする人には、自立した生活の維持ができるよう「生活福祉資金」の活用を紹介します。 低所得であるために介護サービス等の利用が困難な世帯については、制度上で可能な減免措置を講じ必要なサービスの利用を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> プラン作成11件 就労訓練に係る受入れの場や理解が進まず”困窮からの脱却が”難しいケースが多い。 生活福祉資金貸し付けは将来の返済が伴うため、返済不能が心配される場合が多く、貸し付け決定が難しい状況である。 窓口、訪問対応や介護支援専門員、施設等と連携し、低所得であるために介護サービス等の利用が困難な世帯について、社会福祉法人等利用者負担軽減制度及び介護保険利用者負担軽減制度により、低所得者への支援を行っている。
高齢者の閉じこもりやひきこもり等の対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の閉じこもり・うつ傾向によるひきこもりには、地域における見守りネットワークを構築し、本人や家族を支援します。 民生委員や保健師による訪問を実施し、適切な情報の把握と必要なサービスの提供に努めます。 医療等が必要な場合には、保健師により受診勧奨をすることにより状態の改善を勧めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員や自主防災組織と連携し、気になる高齢者へは地域内での声かけをするようにしている。(市木公) 高齢者の生きがいづくりのため、料理教室やコーラス教室を実施した。(日和公) 高齢者のひきこもり対策として、高齢者カルチャーバス・料理教室を行った。(日貴公) 民生児童委員協議会の支部会や地区会に参加し、地域の高齢者や要援護者の状況把握や情報交換を行って、個別支援が必要な方は関係機関と連携を取って対応している。 民生委員との協力により、緊急の場合の連絡先を確認しておくなどの状況把握を行っている。平成27年度より地域福祉サポーター(優友サポーター)で2人暮らし高齢者の訪問支援活動を実施されている。 保健師や社会福祉士、主任介護支援専門員等の地域包括支援センター職員が連携を取って、支援が必要な高齢者の家庭訪問等行って、適切な情報提供をしたりサービスにつなげるなど早期に対応するよう努めている。今後も関係機関と連携を密にして、高齢者の閉じこもりや引きこもり等の対策を強化していきたい。 早急に医療につなげる必要がある場合には、関係者と連携し、家族・親族等に働きかけながら受診に結びつけるよう努めている。
生活困窮者への総合的な支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援制度により、生活全般に渡り困りごとや不安を抱えている人に対し、支援プランの作成や住居の確保、就労支援、子どもの学習支援等を行うほか、個別の状況に応じて、ハローワーク等の関係機関を通じた支援に結びつけます。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談の内容は金銭に関する内容が中心であるが、相談者世帯には多くの問題を抱えているケース多く、関係する機関と連携を取りながらの支援が必要と考える。 複合的課題を抱える相談者への支援には、関係機関との連携が重要なため、相談機関である社協が、福祉事務所、ハローワーク、地域包括支援センターと定期的に連絡・協議しながら個別支援を計画している。

1-3 支え合い・助け合いを促す基盤づくり

(1) 情報提供・相談対応の充実

【数値目標】	町のサービスに関する情報を得られている人の割合 平成27年度 69.9% ⇒ 平成32年度 75.0%
--------	--

① 情報提供の充実

地域の民生委員・児童委員による情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員は、地域の実情を把握し、相談に応じて必要なサービスに関する情報提供や専門機関の紹介をします。 福祉票を作成し、各種サービスの情報を必要とする人に対して適切な相談にあたります。 	<ul style="list-style-type: none"> 民生児童委員協議会主催の研修のほか、関係団体の研修や関連制度に係る各種の情報習得機会を有効に活用するなど専門機関に関する情報の収集に努めている。 民生委員活動の基本として福祉票の作成は引き続き推進し、これを基に平素の相談・訪問活動を展開している。また、災害時要援護者情報も取入れ、災害時の要援護者の把握を行っている。
子育て等に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 児童問題に関する情報提供は、関係各課、教育委員会及び学校・保育所(園)で行います。 育児についての相談は、地域子育て支援センターや保健師、子育てサロン等で行っており、町広報紙やホームページ等を通じて情報提供を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもに関する保健・福祉・教育などあらゆる相談に総合的に応じることができるよう、役場本庁・各支所、子育て支援センター、教育委員会のそれぞれの窓口で、各課の連携を密にすることで充実した相談体制ができるようにしています。今年度「子どもまるごと相談室」を開設し、子育てに関するワンストップ窓口として情報提供を行っています。 また、各窓口のほか町広報紙、ホームページ、facebook等を通し、情報提供を行っています。 引き続き、子育て家庭において子育てに関する情報が入手しやすいよう努めていく必要があります。 地域子育て支援センターは、瑞穂・東光保育園、石見・東保育所で運営し、定期的な子育てサロンを開催しているほか、社会福祉協議会も独自に子育てサロンを開催しています。 サロンを通じて子育てに関する相談対応のほか、情報提供を行っています。
ボランティアに関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 町社会福祉協議会のボランティアセンターが各種ボランティア団体等の情報を提供し、活動の紹介と住民の参加を促進できるよう支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア団体の名簿並びに諸活動をファイル管理している。活動を町社協広報紙に掲載してPRしている。 ボランティアセンターで必要なボランティア情報を把握し、個々の団体に発信している。ボランティア活動団体に毎年助成金交付している。(社協)
職業や技能を活用するための情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が有する知恵や技術を地域において役立てるための情報をシルバー人材センターが提供し、参加を促進します。 障がい者の社会復帰を促進するため、公共職業安定所や邑南町無料職業紹介所と連携して、職業に関する情報を紹介します。 	<ul style="list-style-type: none"> シルバー人材センター状況として、会員数は約100名を維持している。 お盆前の草刈り作業、墓掃除などに業務が集中するところがあるが、著しい遅延はなく業務執行できている。また生活困窮世帯などへは障がい者支援施設の地域貢献活動などを活用して対処している。 地域自立支援協議会の就労支援部会が開催する雇用促進連絡会において、参加者へ就労に関する情報提供している。 障がい者の就労を促進するため、地域自立支援協議会就労支援部会が町内企業の参加・協力を得て、雇用促進連絡会へ参加。 相談事業より個別のケースについて就労支援活動を実施した。(社協)

② 相談対応の充実

在宅療養・介護を支える相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> 在宅療養や介護を支えるために、医療機関と連携しながら町全体で医療・介護、福祉サービス等の相談に応じる窓口の充実を努めます。 庁内関係課や関係機関のネットワークを充実し、迅速な相談対応を図ります。 	<p>巨智病院（地域連携室）や各医療機関等から、在宅生活を送る上で何らかの支援が必要な事例の情報が入った場合、対象者の家族等に対し地域包括支援センターへ気軽に相談してもらいこの紹介や、その後の必要な支援について病院と連携を密にして対応するよう努めている。</p> <p>現在地域ケア会議等を通じて、何らかの支援を必要としている方に対し、関係者間で情報共有しながら的確な支援ができるよう努めている。また県央保健所管内の関係者で今年度作成した「大田区域における入退院連携ガイド」を今後活用し、病院から在宅へ切れ目のない支援が提供できるよう関係者で情報共有を図ってきたい。</p>
日常生活を支える相談体制	<ul style="list-style-type: none"> 地域での相談に民生委員・児童委員が対応します。 町社会福祉協議会に総合相談センターを設置し、一般相談（毎日型・訪問型）、教育相談、女性相談、法律相談等を行います。 町民課では、人権擁護委員による人権相談日を各地域で設けるほか、消費者問題について相談窓口を周知し被害の防止を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談対応や活動周知のため民生児童委員による訪問活動を継続し、民生委員制度100周年にあたる本年度は、これをふまえた地域住民への周知に取組んだ。 民生児童委員協議会での研修等や委員同士の情報交換により、相談対応方法や援助技術について研鑽を図りつつ、住民や相談者の対応に備えている。 町社協に総合相談センターを設置し、様々な相談体制をとっているが、近年の相談内容は複合的・専門的知識が求められ、また解決困難のケースが増加傾向にある。 法律相談を年12回開催し、顧問弁護士契約（町社協が）を締結しているため、随時・都度、対応出来る体制である。 人権擁護委員による特設人権相談所を石見・瑞穂・羽須美地域で年4回ずつ実施した。 消費者問題についての相談受付を町民課及び各支所窓口業務部で行い、14件の相談があった。 相談しやすい環境づくりとして人権擁護委員についてや相談日について広く知ってもらえるよう積極的に広報・啓発活動を行った。 消費者問題の発生事例、相談受付についての広報・啓発活動を行い、早期の相談を促し被害を未然に防ぐことが出来た。 女性相談の窓口となっているが相談事例は1件だった。
高齢者に関する相談体制	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者に関する相談に対し、相談内容によって素早く問題の解決ができるよう、地域包括支援センターを中心として各種専門機関のネットワークを活用し対応します。 	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員の会や出前講座等に出かけて行き、高齢者に関する相談窓口が地域包括支援センターであり、地域包括支援センターが中心となって各種専門機関とネットワークを活用し対応していくよう努めていることを周知している。今後も高齢者の困り事に素早くまた的確に対応できるよう努めたい。
障がいのある人の相談対応	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者相談員及び知的障害者相談員が本人や家族の相談に応じます。相談員の資質向上に対する支援の充実を努めます。 障がい者の地域生活を支えるため、相談支援事業者が関係機関との連絡調整、権利擁護などの相談に応じます。 関係各課と連携しながら、いつでも相談できる体制づくり・関係づくりを図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 町が身体障害者相談員、知的障害者相談員を毎年1名ずつ業務委託しており、当事者からの相談に応じている。任期は1年。 精神障がい者からの相談については、担当保健師や福祉課職員、相談支援専門員が対応している。 精神障がい者のための相談員について、専門的知識を有した有資格者でなければならず、一般の方への相談員の委嘱は難しい。 町社協の総合相談センター事業、権利擁護センター事業等々で相談対応しているが、複合的困難ケースの増加で短期での解決が困難化傾向にある。 相談機関の整備の次のステップとして「いつでも相談できる関係づくり」が求められる。 民協理事会6回 定例会5回 瑞穂5回 石見6回 地域自立支援協議会相談支援部会を継続的に開催することにより、福祉課と保健課だけでなく、相談支援事業所、町社協、県央保健所と連携している。
児童・生徒に関する相談対応	<ul style="list-style-type: none"> 地域における児童・生徒の問題等の相談には、児童委員と主任児童委員が対応し、学校においてはスクールカウンセラーを派遣し、養護教諭、担任等が相談に対応します。 通級指導教室では、学校生活及び学習、発達等の相談に応じます。 教育支援センターにおいて、不登校・不登校傾向の児童生徒やその保護者、教職員等の相談に対応します。 町社会福祉協議会では、教育相談を定期的に開催します。 関係機関が連携し、児童・生徒を多面的に支援できる体制づくりを図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関が連携し児童生徒の相談支援体制の充実を努め、一貫した支援体制で取り組むことが必要である。 島根県スクールカウンセラー活用事業を今年度も活用し、3つの中学校と瑞穂小学校に70時間、今年度より矢上小学校に40時間、スクールカウンセラーが配置された。児童生徒や保護者、教職員に対して相談対応している。瑞穂地域においては瑞穂小学校と瑞穂中学校のスクールカウンセラーを地域内の小学校へ派遣した。その他の地域では中学校区内の小学校に必要なに応じて派遣を行い、小中学校間で連携できた。また、町単で時間外の予算措置を行い、県配置の時間数で対応できないところや緊急時や学校ごとの諸事情に対応した。 町のスクールソーシャルワーカーや町教育支援センターとの連携につとめ、不登校児童生徒やその保護者の相談対応や学習支援などを行い、児童生徒の支援を行った。 主任児童委員による定期的な学校訪問などにより、学校との連携も図りつつ、児童の実情把握や問題の早期発見に努めている。（生活福祉） 小学校1校、中学校1校に通級指導教室を配置し、特別な支援の必要な児童生徒やその保護者の相談に対応している。 引き続き児童生徒の困難さに応じた支援を行い、就学前の児童を含めた児童生徒の保護者の相談に対応した。 合同相談会においては通級指導教室の教職員が中心になり相談スタッフとして年間通じて実施し、支援が必要な児童生徒及びその保護者、教員や保育所・園職員等の相談に対応し、相互の連携をとった。 教育支援委員会の委員として学校訪問や保護者面談に専門委員として継続して活動した。 島根県が29年度より2年間、「発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業」を県教委と取り組んでいる。通級担当者の専門性向上とともに各小中学校への理解啓発に取り組んでいる。 指導員を2名配置し、学校巡回、不登校・不登校傾向の児童生徒やその保護者、教職員等の相談に対応している。状況に応じてケース会議等情報共有も行った。 利用者に対し、学習支援やコミュニケーションスキルの向上を目的とした活動体験など取り組んだ。 町のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをはじめとする子どもを支援する関係機関との情報共有等行っている。 週1回、石見養護学校の巡回訪問を活用している。 今年度の教育相談は夏休みに2日間開催した。 年1回ほど瑞穂小学校通級指導教室の協力を得て開催している。（今年度相談9件） 現在年1回（夏休み・冬休み期間中）瑞穂小学校通級指導教室の協力を得て開催している。 必要（相談件数の増加）があれば更に瑞穂小学校通級指導教室に財政的な支援を実施する。 特別支援相談スタッフや教育支援センター、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーと学校が状況に応じてケース会議等で情報共有しながら、一貫した支援ができるよう体制づくりを行っている。（福祉教育に関する連絡会議の設置検討）
母子・父子家庭等に関する相談対応	<ul style="list-style-type: none"> 福祉事務所に配置されている母子・父子自立支援員が母子・父子家庭等の生活一般の相談、就業に関する相談にあたります。 	<ul style="list-style-type: none"> 町福祉事務所長が保健課と連携のもと、母子・父子家庭の支援を行っています。 保健師3人が地域ごとの母子・父子自立支援員を兼務し対応しています。

③地域で各種情報を収集する環境の充実

地域における多面的 (制度横断的)な情報 収集のための学習活動	・医療・介護・福祉・保健サービス、育児、虐待防止、成年後見制度、消費者問題、防災、救急救命など時代に即したテーマで、町民に身近で多面的・横断的な学習を公民館で実施します。	・民生委員や自主防災組織と連携し、気になる高齢者へは地域内での声かけをするようにしている。(市和公) ・高齢者の生きがいづくりのため、料理教室やコーラス教室を実施した。(日和公) ・高齢者のひきこもり対策として、高齢者カルチャーバス・料理教室を行った。(日貴公)
	・集落、自治会、地区社協、老人クラブ等の学習活動に出前講座等を活用して支援します。	・民生委員や自主防災組織と連携し、気になる高齢者へは地域内での声かけをするようにしている。(市和公) ・高齢者の生きがいづくりのため、料理教室やコーラス教室を実施した。(日和公) ・高齢者のひきこもり対策として、高齢者カルチャーバス・料理教室を行った。(日貴公)
ケーブルテレビを活用 した情報環境の充実	・ケーブルテレビを利用して、高齢者や障がい者などの社会的支援を必要とする人が安心して健康な生活を送れるよう、情報提供します。	・現在、ケーブルテレビ加入率90%(休止中の世帯を除く)を超え、インターネット利用率も39%を超えています。町のからの必要な情報は無線放送にあわせケーブルテレビの音声付の文字放送やおおなんニュースを提供しています。また、高齢者見守りシステムを当初100台導入していますが、現在26台と年々減少しています。利便性、必要性について課題を感じています。(H30.1現在) 利用料の軽減については、NHKに準じた減免や高齢・者独居・非課税者に対して減額を行っています。 ・今後、コミュニティチャンネルの放送については、わかりやすく必要とされる番組を制作していきます。高齢者見守りシステムについては、ICT利活用の観点から利用しやすいシステムへの検討を行う必要があります。 ・町のホームページについては、平成29年度事業で見やすく情報が伝わりやすいホームページ、アクセシビリティAA準拠したものに改修していきます。
	・情報システムを活用した見守りの体制づくりやわかりやすい情報提供を図ります。	

(2) 保健・医療・福祉等の多分野による連携の促進

【数値目標】	保健・医療・福祉等の多分野が集う会議の開催数 平成27年度 2回 ⇒ 平成32年度 5回	
--------	---	--

① 保健・医療・福祉等の連携調整

福祉調整会議の充実	・児童福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、医療機関、代表者、それぞれの調整会議を開催し、情報提供や意見交換を行い、施策の推進、課題解決等を行います。	・「邑南町福祉調整連絡協議会」により、児童福祉調整会議を開催しました。 ・障害者福祉、高齢者福祉については、それぞれで構成機関がほぼ同じ会議が開かれているため、調整会議としてあえて開催する必要性が低いと見なされ開催を見合わせている。
	・調整会議以外の会議体との調整を行い、体制の見直しを図ります。	・調整会議とそれぞれの分野での協議会等について、体制の見直し等に関して引き続き検討を行っている。
関係機関による連携体制の推進	・公立邑智病院の地域連携室や地域包括支援センター、町社会福祉協議会、庁内関係課で構成される「邑南まるごと支え合いチーム」を中心に、地域包括ケアの体制づくりに向けた実情把握と検討を進めます。	・H28年度より「おおなん支えあいチーム会議」を始めとした「邑南町地域包括ケアシステム構築のための体制図」を作成し、現在それに沿って各関係機関と会議を開催し、地域課題解決に向けた協議を行っている。今後も効果的に地域包括ケアシステムを推進していきけるよう「体制図」の見直しも行いながら、安心して住み続けられる地域を目指して関係機関と連携を図ってきたい。
多職種による横のつながりづくりの推進	・保健・医療・福祉分野における多職種での、また地域の関係機関間での情報交換の場の設定等を行い、横のつながりづくりを促進します。	・邑南町福祉調整連絡協議会を開催する前に各団体の事務局長レベルの調整会議を開催し、町と連携して対応することが必要と思われる業務についての課題を事前に洗い出すことができた。

② ケアマネジメントの充実

ケアマネジメント研修会の開催	・ケアマネジメントに関わる専門職の面接技術の向上、ケアマネジメント技法の向上を図るため、ケアマネジメント研修会を開催します。	介護支援専門員に対する包括的継続的ケアマネジメント支援として、今年度も「ケアマネジメント支援会議」を開催した。 事例提供した介護支援専門員の思考過程に着目しながら、介護支援専門員同士で支援を行っている。会議の結果、多職種の専門的意見も必要なケースは「地域ケア会議個別会議」を開催。また「邑智病院個別ケース検討会」でも意見をもらった。
事業者連絡会・地域ケア会議等の開催	・地域包括支援センターは事業者連絡会や地域ケア会議において、町の施策の情報提供、地域ニーズの把握を通して必要なサービスの開発・研究を行います。	・地域包括ケアシステムを構築するために結成した「おおなん丸ごと支えあいチーム」の活動として取り組んでおり、必要なサービスの開発・研究は事業者連絡会等では行っていない。 ・6月の介護保険事業所連絡会では、町の状況や各種事業について情報提供を行い、意思疎通を図った。
	・保健・医療・福祉・介護の連携を深めます。	・今年度、医療側と介護側双方より、連携に関しての問題点や行政にお願いしたいことなどの意見を集約した。
ケアマネジメントの充実	・高齢者、障がい者、児童等の分野ごとのケアマネジメント機関の連携を図ります。	・今年度高齢者で障害サービスの有効期限が終了するにあたり、今後の方向性について本人・家族より意向の聞き取りを行うといったケースが1件あった。障害担当者のみでなく、地域包括支援センターの職員も同席し、今後の生活におけるの可能性を協議した。
	・ケアマネジメントに関係する専門職の育成と人材の確保を図ります。	・ケアマネジメントに必要な専門スキル獲得のため、介護支援専門員に専門研修を積極的に受講させスキルアップに努めた。

(3) 安心して自立した生活ができる環境整備の推進

【数値目標】	過去1年間に防災訓練に参加したことがある人の割合 平成27年度 38.0% ⇒ 平成32年度 45.0%	
--------	---	--

① 公益的施設等のバリアフリーの推進と安全性の確保

バリアフリーのまちづくり	・ユニバーサルデザインに配慮し、公共の建物の新築・改築に関するバリアフリー化に努めます。	・バリアフリー法や島根県ひとにやさしいまちづくり条例の整備基準に従ってバリアフリー化を進めている。
	・民間の建物のバリアフリー化に対応するために、建築士等と協力して相談窓口の設置を検討します。	・バリアフリー法の関係から、島根県及び県土整備事務所の建築部を相談窓口として紹介している。
	・住まいづくりアドバイザーの周知・活用を図ります。	・「長寿社会の住まいづくり」相談員名簿で周知している。
	・高齢者・障がい者に配慮した公営住宅を充実します。	・既存の町営住宅について、予算を確保しストック改善事業を進めている。 ・公営住宅等整備基準に従い第10条及び第11条のそれぞれについて等級3としている。
	・住宅マスタープランを策定し、安全・安心の住生活の促進に努めます。	・住宅マスタープランに従い業務を行っている。

②地域の災害・防犯体制の充実

<p>自治会等の地域組織での災害・防犯対策の推進</p>	<p>・ハザードマップ及び地震防災マップを活用するとともに、自主防災組織の結成及び活動を強化し、行政と地域の連携を図りながら、地域で高齢者・障がい者等を災害から守るための対応を推進します。</p> <p>・防火教室、救急救命講習会の開催を推進します。</p> <p>・消費者教育、防犯活動を推進します。</p> <p>・子どもを守る地域活動を子供安全センターと連携して推進します。</p>	<p>・豪雨、豪雪災害など近年は年間を通して災害が発生している。このような状況下では、更なる地域防災力の向上が必要である。現在の組織率は、昨年と変わらず79.5%（31組織、H30.2.1）であるが、今年度中に石見地域の1自治会が組織化される予定である。今後も残る自治会に出向き、組織化に向けた取り組みを継続的に実施する必要がある。</p> <p>・H29年度中には、瑞穂地域田所地区全住民を対象とした防災訓練を実施し、その訓練に際し避難行動要支援者把握のための名簿作成を行い、要支援者及びその方々の支援者の決定に至っている。</p> <p>・各小中学校等においては、年1回日赤島根県支部から講師の派遣を受けて救急法の講習会を開催されている。</p> <p>・8つの自治会で、避難行動要支援者名簿の作成に係る協議を実施している。</p> <p>・普通救命講習については、江津邑智消防組合により、新規に防災士の資格取得をした者（10名）を対象として実施した。</p> <p>・その他各地区や自治会など独自に防災訓練が実施されている。</p> <p>・今後も引き続き防災意識を高めるための取り組みを実施するとともに、主体的な活動に対する支援を実施していく。</p> <p>・江津邑智消防組合に、AED講習会を開催していただいた。（市木公）</p> <p>・自治会と連携し、避難訓練や防災に関する講座を実施。（布施公）</p> <p>・公民館で救命救急講習を行う（矢上公）</p> <p>避難訓練に併せて児童クラブと消火訓練を実施した。利用者とはAEDによる救命の講習会を実施した。（中野公）</p> <p>・地域安全推進員、少年補導員と連携し、カーロック運動（ピラ配布）を実施し自動車等の鍵掛けを呼びかけた。</p> <p>・関係機関と連携し活動を行っている。</p> <p>・地元駐在所の方に、自主教室内で講演していただいた。また防犯チラシも置いている。（市木公）</p> <p>・自治会等の要望により、「消費者問題出前講座」を3回開催した。</p> <p>・子ども安全センターの11支部は、校区内の各種団体代表者や地元の有志の方々で構成し、支部ごとに青色防犯パトロールや通学路の安全点検、安全教室などを開催し、子どもを守る運動を引き続き展開した。</p> <p>・また、通学路の危険箇所は邑南町交通安全対策協議会通学路安全推進部会で集約し、関係機関（警察・県・町・学校）による合同点検を行い、必要な対策を検討した。</p>
<p>町地域防災計画に基づいた福祉関係機関の連携・対応</p>	<p>・町地域防災計画に基づき、行政、医療、介護・福祉施設等が迅速に対応できるよう、各機関との連携の強化を図ります。</p>	<p>・毎年出水時期前に関係機関の出席のもと、町防災会議を開催しており、医療機関として公立邑智病院も構成員となっている。</p> <p>・災害発生時、町災害対策本部が迅速に対応できるよう、平素から連絡・連携体制を構築している。</p> <p>・自主防災組織と連携し、災害初期の段階で対応できる体制をとっている。（市木公）</p>
<p>福祉施設等の災害対応の充実</p>	<p>・各福祉施設等で作成している防災マニュアルにより避難訓練等が定期的実施されるように徹底を図ります。</p>	<p>・四ツ葉の里防災会議には毎年参加しており、施設持ち回りで開催される避難訓練を見学している。</p> <p>・各福祉施設等で作成している防災マニュアルにより避難訓練等が定期的実施されている。さらに福祉施設等との情報共有、連携を図る必要がある。</p>
<p>災害ボランティアの養成</p>	<p>・町内の災害に対して救援活動を実施できるよう、町社会福祉協議会において災害ボランティアの養成を図ります。</p>	<p>・町災害支援ボランティアセンター（町社協）に8団体、個人3名が登録している。</p> <p>・災害の発生に備えて、引き続きボランティアセンターへの登録について、町社協広報紙等を活用し啓発活動を行っていく。</p>

高齢者福祉計画に係る評価報告書

2-1 介護保険制度の円滑な運営
 (1) 介護保険サービスの基盤整備及び推進

資料A-2

①制度の安定的運営の取り組み

項目	内容	H29 実施状況・評価
介護保険資源の適正な利用	・介護保険サービスのケアプランを担う介護支援専門員の質の向上は大切で、研修を充実します。	今年度、介護支援専門員の質の向上を目的とした研修会を3回開催。12月には「介護保険制度をめぐる動向と今後の課題」～いま考えておかなければならないことを理解する～と題した研修会を開催し42人の参加があった。改めて「自立に向けたケアマネジメント」を考え直す良い機会となった。 来年度のケアマネジメント支援研修も研修会をカリキュラム化しつつ、初任者・主任介護支援専門員レベルそれぞれ参加できるような研修を行う。
	・保険者として給付の動向を見極めながらケアプランの点検や評価等も視野に入れ、資源が適正に利用できるよう努めます。	介護保険課と連携し合同で毎年ケアプラン点検を実施しているが、今年度は、保険者のみで実施。 住宅改修のサービスを利用する際は、利用者が適正に利用できるよう事前協議に保険者として参加している。(29年度12月末現在21件 100%参加)
	・介護サービス提供事業所においても、利用者の個々のプランを充実し介護度の重度化を予防する取り組みを推進します。	サービス内容に変更がある場合サービス担当者会議へ出席。(29年度7件出席) 利用者のプランについて、共通認識、共通理解を得ることができた。
事業の円滑な推進	・事業の評価や分析を積極的に行い、今後の方向性を示せる体制づくりを進めます。	今までの事業の評価や分析を行い、2025年を目標とした町の方針、方向性の確認を行った。
	・介護保険制度の理解を深め適切な利用を促進するため、住民が集まるいろいろな機会を捉えて説明を行います。また、年齢層に応じた広報活動を行い制度の周知を図ります。	介護保険制度改正に伴う制度理解を深めるため、積極的に出前講座で説明を行った。また、随時広報紙等に掲載した。(出前講座3件)
制度改正に伴う円滑な運営	・住民が住みなれた地域で出来るだけ長く住み続けることが出来るよう、医療・介護・予防・住まいなど生活支援サービスを切れ目なく提供する、地域包括ケアシステムを整備し、住民政策やまちづくりと一体となった総合的な基盤整備を図ります。	H29年度からスタートした「介護予防・生活支援サービス事業(総合事業)」を始めとして、住民が住み慣れた地域でできるだけ長く住み続けることができる地域にするために、①在宅医療・介護連携の推進、②認知症施策の推進、③地域ケア会議の推進、④生活支援サービスの充実・強化の4つの事業を中心に事業実施を推進している。
	・認知症になっても安心して地域で暮らせるまちづくりをめざし、認知症の知識の普及、啓発と早期発見、早期対応のシステムを確立していきます。また、権利擁護や高齢者虐待防止を普及啓発していきます。	医療法人や福祉法人等のキャラバンメイトの協力を得て、認知症サポーター養成講座を積極的に開催したり、出前講座にて認知症の知識の普及・啓発に取り組んでいる。
生計困難者に対する対策の適切な運営	・町広報紙、事業者連絡会等において周知し推進します。	広報や出前講座を利用し、生計困難者に対する各種制度の周知徹底を図った。
	・各関係機関と連携をとり、対象者の把握に努めます。また、保険料の軽減事業や個々の相談にも対応します。	生計困難者への対策として、社会福祉法人等による介護保険利用者負担額軽減制度事業があり、適切な制度の運用ができるよう広報や出前講座を利用し制度の周知徹底を図った。
②介護保険制度の普及啓発		
広報活動による意識啓発	・住民に介護保険制度の理解や協力を得るため、町広報紙やケーブルテレビ、出前講座を活用し、理解の促進を図ります。	出前講座等で地域に出向き、パワーポイントやパンフレット等を活用しながら介護保険制度の理解に努めた。
③介護人材の確保		
関係機関との連携	・人材確保は介護に関わる共通した課題であり、各種関係団体との連携が必要です。引き続き関係機関との情報共有の実施を行い、また未就労の専門職に対して、介護職の求人情報等の提供を行うことで、就労につなげるための取り組みを進めます。	必要な介護サービスを安定的に提供するためには、介護サービスを提供する人材の確保が必要となる。関係機関と連携しながら現在取り組んでいる奨学基金による介護福祉士等の人材確保や、各種研修会等の開催も引き続き推進していく方向。
介護職員の養成	・医療福祉従事者確保奨学基金を設けて介護福祉士等の人材確保に努めており、今後も継続します。	医療福祉従事者確保奨学基金を設けて介護福祉士等の人材確保に努めている。H29年度中の利用者は57名で、その内、介護福祉士や社会福祉士を目指している人が7名ある。
	・介護に関心を持つ児童生徒や学生に介護職場を体験してもらう機会を設けます。また、介護の仕事の魅力ややりがいを伝える取り組みを進めます。	今年度も小中学生を対象としたサマーボランティアスクール(社協主催)が開催され、小学生75人、中学生31人、合計106人の多くの子供たちが町内の高齢者施設等で高齢者とふれあったり、実際に介護職の仕事を体験したりする機会をもった。今後も社会福祉協議会の活動を通して介護職場の魅力ややりがいを伝える取り組みを進める。
職場における人材確保	・人材確保を進めるために、それぞれの事業所において、働きやすい環境をつくる仕組みが重要となります。そのため事業所における職場内研修の取り組みを推進し、人材定着が図れるよう支援していきます。	介護人材不足を解消する方法の1つとして、職員のモチベーションやスキルアップにつながるような研修会の開催について提案していきたい。

(2) 介護サービスの質の向上

① ケアマネジメントの質の向上

項目	内容	H29 実施状況・評価
介護支援専門員の質の向上	・介護支援専門員にプランの提示を求め、計画されたプランの助言や評価を行い、よりよいケアプラン作成に向けた研修や指導を行います。	予防給付では、計画されたプランの助言や評価を定期的実施し、生活重視のプラン作成へ向けた支援を行った。
介護支援専門員への支援	・介護予防・介護給付における包括的なマネジメント実施のため介護支援専門員を支援します。	介護支援専門員に対する包括的継続的ケアマネジメント支援として、今年度も「ケアマネジメント支援会議」を開催した。事例提供した介護支援専門員の思考過程に着目しながら、介護支援専門員同士で支援を行っている。会議の結果、多職種の専門的意見も必要なケースは「地域ケア会議個別会議」を開催。また「邑智病院個別ケース検討会」でも意見をもらった。
	・業務を円滑に進めるために、介護支援専門員同士のネットワークづくり・定期的な情報交換の開催・研修を行い、介護支援専門員を支援します。	町内の介護支援専門員同士の定期的な情報交換や勉強会の場として、定例で行っている「ケアマネジメント支援会議」の時間を有効活用している。
	・困難事例を抱える介護支援専門員への助言や支援を行います。	介護支援専門員と対応困難な事例について連携を取りながら支援している。

② サービスの質の向上

居宅サービス・施設サービスの質の向上	・高齢者等への施設や在宅における虐待防止や、施設における身体拘束の廃止の徹底を推進します。	介護相談員10名で、施設及び通所の事業所15施設に対し相談活動を行うなかで、身体拘束や虐待がないかどうかの視点で観察を行っている。
	・在宅での自立支援の援助となるような質の高いプランやサービスの提供を推進します。	予防給付及び介護給付において要請があったものに対し「サービス担当者会議」へ出席し、在宅での自立支援の援助ができるよう、介護保険サービス以外の制度の紹介やインフォーマルサービスについてもプランへ組み込むよう提案した。
	・介護相談員を事業所に派遣し、サービスの質の向上を図ります。	介護相談員を事業所に派遣し、利用者の声を聞き事業所へ橋渡しを行ったり、第三者の視点で気づきを事業所に助言する等、サービスの質の向上につながっている。
地域密着型サービスの向上	・自己評価や外部評価の結果を踏まえ、条例で定めた人員、設備及び運営に関する基準等に基づき、適正なサービスが提供できるよう指導を行います。	実施指導は広域保険者である介護保険課が担当する。町及び地域包括支援センター職員の立場で構成員として事業所の主催する運営推進会議に出席している。介護保険法の改正により、28年4月1日から利用定員が18人以下の通所介護事業所も地域密着型サービスへ移行し、地域密着型通所介護事業所には運営推進会議の設置が義務付けられた。邑南町はその構成員として出席。事業所運営の透明性、サービスの質、地域との連携の確保をしてもらうよう助言していく予定。
福祉サービスの決定・評価	・対象者に必要なサービスが提供できるように庁内における調整・決定会議が必要です。定期的な評価・見直しを行います。	各種事業において必要な会議を開催したり、参加している。各福祉サービスの基準についても必要に応じて見直ししている。

③ サービス評価の推進

介護相談員の活動の促進	・連絡会等を開催し、介護相談員と連携し介護事業所との連絡調整を図ります。また、介護相談員の研修を支援します。 〈介護相談員〉 目標 10人（平成32年度）	介護相談員より毎月の活動報告書を提出してもらい事務局で確認。場合によっては、事務局と同行訪問し対応している。また、介護相談員連絡会を年3回定期的に開催し介護相談員同士の情報交換を行っている。三者連絡会では相互理解に努めながらより質の高いサービス提供ができるよう意見交換しあった。 活動年数の長い介護相談員がより専門性を高められるよう今年度は現任研修に1名受講していただくことができた。
相談窓口の充実	・苦情・相談等の窓口を充実し、サービスの質の向上につなげていきます。	地域包括支援センター・各支所福祉係が窓口となり対応しているが、支所対応が困難なケースは地域包括支援センターと連携し、各関係機関とのサービス調整を行っている。

(3) 介護給付の適正化

① 適切なサービス提供のための体制づくり

項目	内容	H29 実施状況・評価
適正給付ができる体制づくり	・保険者として定期的な給付の点検を行います。	介護保険課と連携し取り組んでいる。
	・介護認定調査の研修に積極的に参加し、適正な介護認定基準に沿った調査を行います。	認定調査を行う職員は県や介護保険課が行う調査員研修に積極的に参加し、適正な調査に努めている。
適切なサービス提供ができる体制づくりの推進	・サービス未利用者の状況把握を行い、適切なサービスを提供することにより悪化の防止を行います。	介護認定更新時にサービス未利用者に対しては、状況を把握し、適切なサービス利用ができるよう調整したり、サービス利用の必要性がないあるいは介護保険外サービスを含め他のインフォーマルサービス（配食サービスや介護保険外のヘルパー利用等）で対応可能な場合は更新を取りやめてもらい地域包括支援センターで対応した。
	・サービスの必要性が高い高齢者に対してアプローチを行い、必要なサービスを提供し要介護状態にならないよう支援します。	地域で気になる方、課題のある方について、民生委員や保健課地区担当保健師、介護支援専門員、社会福祉協議会等から随時情報が地域包括支援センターへ入ってくるため、ケース会議等を開催し個別に対応を行っている。今後は、地域ケア会議等多職種専門職で適切なサービスへつなぐことで支援していく。

(4) サービス利用者及び家族の支援

①生きがい活動の支援

項目	内容	H29 実施状況・評価
生きがい活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> 要介護者及び家族が趣味や楽しみをもって生きがいのある生活を送ることができるよう近所、集落、自治会、NPO法人、ボランティア等で支援するための啓発を行います。また、調整役やリーダーの養成を図ります。 自治会や集落で取り組まれている地域福祉活動の実態を把握しながら、さらに住民と連携して体制づくりを推進します。 	<p>要介護状態になれば担当の介護支援専門員が介護保険サービスの調整のみでなく、対象者の生活状況を見極め必要な支援を実施しているが「生きがいづくり」などプランに反映できるよう地域の活動とのマッチングには至ってないと感じる。</p> <p>町から委託を受けている各種創作活動（ねんりん工房、知恵工房、若返り館等）での生きがい活動支援も近年利用者は固定化しているとともに、活動自体が停滞気味である。</p> <p>地区社協の計画に従い実施。全てではないが各地区社協が研修会や視察など実施され自己研鑽に努めておられる。</p>
老人クラブ活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> 老人クラブは高齢者が知識と経験を生かし、生きがいと健康づくりのための社会活動を行うことにより、老後の生活を豊かなものにするという目的があります。近年、会員の減少により、本来の活動がしにくい状況になっているため、各老人クラブ単位で、参加してみたいような魅力ある活動を工夫したり、活動のPRに努め、会員の増加を図るとともに組織の活性化に努めます。 	<p>邑南町（福祉課・保健課）の介護予防・健康づくり施策に協力すべく、軽スポーツ大会（グラウンドゴルフ・クロリティ・ペタンク）を実施、年間延べ1,200人を超える参加実績となっている。併せて社会貢献活動として「友愛活動」と地域単位で「奉仕活動」等々を実施している。「友愛活動」は、町内の1人暮らし高齢者を対象としての訪問活動で安否確認、情報提供、相談対応、行事等のお誘いと幅広い活動となっている。</p> <p>会員の加入状況については、60歳代の若い世代の加入が難しく、単位老人クラブとしての大きな課題となっている。邑南町における最大の会員数で組織する住民団体として、社会貢献団体としての啓発をさらに進める必要がある。</p>
生きがいづくり自主グループの支援	<ul style="list-style-type: none"> 地域には、高齢者の生きがいづくりを目的とした自主グループがあります。各地で様々なグループが立ち上がるよう、相談やアドバイスを行い、それぞれのニーズにあった活動に参加できるよう調整を行います。 	<p>町より委託を受けている「ねんりん工房」「知恵工房」「若返り館」の管理・運営で実施する対象者の掘り起こしや利用啓発に努めるも利用者は固定化している。更なる利用促進を働き掛けるも、新規利用者の減少及び現利用者の高齢化など活動自体が停滞気味である。</p>

②家族・地域介護者支援体制の充実

家族の経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> 在宅で高齢者を介護している家族等の経済的負担の軽減を図るために、介護用品購入費助成、社会福祉法人等軽減事業等により支援してまいります。 	<p>介護用品購入費助成（29年度12月末現在） 助成対象者24人 助成券一人当たり月6,250円 年間75,000円を助成。12月末現在利用率94.5%</p> <p>近年利用者は増減を繰り返しており、ほぼ横ばいの状態。</p> <p>社会福祉法人等軽減事業は、利用者等の経済的負担の軽減と対象サービスの利用の促進を図るために適切な制度の運用を行った。</p>
家族介護者の支援	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者を介護している家族に対し、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識、技術を習得するための教室を実施します。さらに介護者同士の交流を深め、精神的負担の軽減を図ります。 支援の必要な高齢者を支える家族の精神的、肉体的負担が大きいことから、関係スタッフが随時悩みの相談に応じます。また、家族介護者教室を開催し、リフレッシュ、情報交換、仲間づくりを行い、介護者の精神的な支援を図ります。また、高齢者だけでなく自分の問題として、老後について考える場を提供してまいります。 	<p>毎年1回開催している、家族介護者のリフレッシュを目的とした家族介護者交流会は、「日帰り旅行」を計画し、2日間で16人の参加があった。3地域の介護者同士が交流を深めることができ精神的負担の軽減が図れた。介護方法や介護予防・介護者の健康づくり等についての知識、技術を習得するための介護教室を参加者からの希望に応じて計画する予定でいる。</p> <p>毎月3地域で、定期的に「家族介護者の会」を開催。介護者同士が集まれる場を提供した。特に悩みが深刻な場合は、保健師等専門職による個別の相談にも応じるようにしている。歯科衛生士や施設栄養士の専門的な講座も開催した。運動指導士による体操指導で参加者のリフレッシュも図った。情報交換や仲間づくりの場に力を入れた。</p> <p>毎年、各社会福祉法人や介護サービス提供事業所から地域貢献で専門職員を派遣してもらっている。</p>

2-2 介護予防の推進と地域包括ケアシステム構築

(1) 介護予防の推進

①介護予防に対する意識の啓発

項目	内容	H29 実施状況・評価
介護予防推進の意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> 生活をより活発に行ったり、社会参加することにより要介護状態を防ぐことができます。要介護状態にならないための意識啓発を行います。特に、高齢期を迎える前から、介護予防の意識を持てるよう啓発を進めます。 あらゆる場を活用して、「邑南町介護予防計画」のめざす「全町をあげて、若い時から健康づくり、介護予防に積極的に取り組む」ことの重要性について啓発してまいります。 	<p>講演会、出前講座を中心に、住み慣れた地域で安心して生活し続けるために、介護予防に対する意識を持つことが必要である旨の周知・啓発を行った。</p> <p>若い時から健康づくり・介護予防に積極的に取り組むことの重要性について、地域部会等で保健課と情報交換しながら連携して取り組みを行っている。</p>
情報収集の支援	<ul style="list-style-type: none"> 基本チェックリストの郵送、配布の義務付けが平成27年度よりなくなったため、虚弱高齢者の把握や利用勧奨を行う新たな仕組みづくりを検討します。 特定健診、後期高齢者健診等や保健師による家庭訪問の機会、地域ささえあいミニデイサービスなど高齢者が集う様々な場との連携、主治医、民生委員、本人、家族、近隣からの相談、訪問等により生活の機能が低下している高齢者を早期発見できる体制づくりが必要です。虚弱な高齢者への適切な働きかけをします。 地域のお他機関から情報が得られる仕組みを構築します。 	<p>虚弱高齢者の把握や利用勧奨を行うため、各地域の民生委員地区会に出席したり、医療機関との地域ケア会議等において情報収集方法を行った。</p> <p>各種関係機関から情報提供を受け、生活の機能が低下している高齢者の早期発見に努め、必要に応じ適切なサービスにつないだ。</p> <p>民生委員の地区会、医療機関等とのケース検討会に参加しており、できるだけ情報が得られる関係作りに努めている。</p>
適切な介護予防サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> 窓口にて基本チェックリスト等を活用し、各個人の問題点の明確化を図り、運動器機能低下、低栄養、口腔機能低下、うつ、認知機能低下等それぞれの課題に適したサービスへの振り分け（紹介）を行ないます。 	<p>総合事業の開始に伴い、窓口での相談時に基本チェックリストを活用し、本人の希望を参考に各種サービスの情報提供や調整を行っている。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 提供したサービスに対して、定期的な評価を行い再アセスメントをしていきます。 	<p>交流型のデイサービスの委託先担当職員と支所の職員を含め定期的に会議を開催することとし、休止中の方や介護認定等が望ましい人の情報交換をし、必要に応じて訪問等を行っている。状況によって再アセスメントを行い本人の状態に応じたサービスの紹介を行っている。</p>
②身近な場で気軽に集まれる場づくり		
介護予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> 身近で出かけやすい場所づくり、生きがいづくりによる予防活動を推進します。 地域での自主的な介護予防の取り組みへの支援を行います。 	<p>地域ささえあいミニデイサービス事業を行っている。H29年度登録団体24団体。また、各団体に1回ずつ運動指導士を派遣し、介護予防に効果的な運動指導や団体での取り組みの様子を確認した。年度末には交流会を行い、活動の参考になる情報提供を行う予定。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 各部署（福祉課、保健課、生涯学習課、社会福祉協議会等）が実施しているサービスについて調整を行ったうえで、互いに連携し効果的なサービスを提供します。 	<p>地域包括ケアシステムの構築を目指して、福祉課・保健課・社協職員・県立保健所で構成する地域部会を定期的に開催し、4部署合同開催している「ボランティア研修会」のあり方について、また「集いの場を通じた介護予防・地域づくり」の今後の方向性等を中心に協議を行っている。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 各地域のサービスについて、自治会単位等の話し合いにより、その地域にあった形のサービス提供ができるよう支援を行います。 	<p>今年度、第2層の生活支援コーディネーターを3地域にそれぞれ配置し、現在各地域の活動状況の視察を行って地域資源の把握を中心に取り組みを進めている。今後、自治会単位・公民館単位等住民の身近なエリア毎に必要なサービス・支援等が立ち上がるよう第1層・第2層生活支援コーディネーターと連携して進めていく方向。</p>
生きがいづくり活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> 自主活動やボランティア活動に対して、活動が継続できるような支援体制を整えます。また、それにあわせてリーダーの養成を行います。 身近な場で気軽に集まれる場づくりへのサポート体制の確立と、新規グループの立ち上げへの支援を行います。 ＜地域ささえあいミニデイサービス＞ 現状 26グループ（平成27年11月末現在） 目標 31グループ（平成32年度） 	<p>社会福祉協議会が各種登録ボランティアグループへ毎年独自の助成金交付事業で財政的支援を実施している。（共同募金配分金）</p> <p>いきいきサロン活動と並行しながら実施。未実施地区へ開催の働きかけを実施。助成の要綱を変更し柔軟に対応。</p>
いきいきサロン・生きがいと健康づくり事業の支援	<ul style="list-style-type: none"> 福祉ブロック、公民館単位で取り組まれている各事業に対し、虚弱な人を含めて参加しやすい体制づくりを行ないます。介護予防が必要でも、参加に結びつかない人がいることから、参加勧奨を積極的に行います。 地域性を生かし、誰もが参加しやすい内容や開催回数の調整を行い、本来の目的である介護予防の役割が担えるよう支援していきます。 	<p>いきいきサロンについては、対象地域内全体への呼びかけを必須としており虚弱な方を含めた参加となっている。</p> <p>11地区社協を通じて、39自治会を開催エリアとして、介護予防・健康づくり等々を目的として「いきいきサロン」の実施を要請している。実施団体は地域ごとにそれぞれで、自治会、ボランティア団体、実行委員会等、住民団体・組織となっている。いきいきサロンの開催状況は地域によって大きな格差が生じ、年間12回（毎月1回）をお願いしているが、2～4地域しか達成していない状況にあり、更なる要請やアウトリーチによる地域での実践団体の立ち上げ等の支援が求められる。また、支援者の高齢化などにより開催が困難となっているケースもあるため、職員が直接的な支援を行い実施にいたケースもある。</p>
③介護予防リーダーの養成		
介護予防を支援するリーダー（担い手）の養成	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度から介護予防サポーター養成講座を地域における介護予防の推進役としてスタートしています。今後は、保健課、町社会福祉協議会が養成するサポーターとの役割分担の明確化、または統合等を視野に入れながら養成を継続していきます。 ＜介護予防サポーター＞ 現状 82人（平成27年10月末現在） ＜健康サポートリーダー＞ 現状 257人（平成27年11月末現在） ＜＜介護予防リーダー＞＞ 目標 350人（平成32年度） 	<p>平成28年度から保健課、町社会福祉協議会、福祉課合同でボランティア研修会を開催している。今年度登録者数：251名（内訳集いを支える支援者139名、生活を支援する者60名、食の推進員40名 重複登録あり。）今年度は6回研修会を計画し、1月末現在で5回終了している。毎回、50人近い出席があり皆さん積極的に参加されている。今後の方向性として、ボランティア養成研修は3年毎に開催することとし、その間の3年間は再教育という流れでボランティアの育成・フォローを行っていく予定。（次回養成年度は、H31年度）</p>
④介護予防に資する住民組織等への支援		
介護予防に資する住民組織等への支援	<ul style="list-style-type: none"> 自治会や地区社協等との連携を強化し、日常生活圏域内で週に1回以上は集えるような場づくりを推進してきます。 地域における介護予防のための資源開発や、関係者のネットワークの構築等を行うコーディネーターを配置していきます。 	<p>社会福祉協議会・保健課・福祉課合同で、身近な場で定期的に集う機会が少ない1自治会を訪問し、集う場の必要性について説明したり、参加された住民の方と意見交換を行う場をもった。来年度は週1回地域で集う場の立ち上げを事業化して推進していきたいと考えている。</p> <p>地域における介護予防のための資源開発や、関係者のネットワークの構築等を行う生活支援コーディネーターを各地区に配置した。</p>

⑤介護予防ケアマネジメントの実施

介護予防ケアマネジメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年4月から総合事業に移行するにあたって、要支援者等に対して、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを行います。 	<p>予防給付でのプラン作成は、まず、本人・家族・親戚・近所といった助け合いやインフォーマルサービスを活用しつつ、その後サービスを利用するため、その地域で不足しているものが何かを意識しながら関わっている。介護支援専門員の意見も参考にしつつ、各地域の実情を把握した上で、多様な主体によるサービスを開発し、適切なサービス等が提供できるよう行っていく予定である。</p>
-----------------	---	--

(2) 地域の高齢者への総合的な支援

①高齢者の自立生活支援

項目	内容	H29 実施状況・評価
緊急通報システム 見守りテレビの活用	<ul style="list-style-type: none"> 支援が必要な高齢者宅への緊急通報装置の設置を行います。 ケーブルテレビによる見守りテレビの普及・促進に努めます。 	<p>平成30年1月末 設置台数 77台。 民生委員等を通じ利用対象者への周知を図った。</p> <p>平成30年1月現在 設置者数26名。 新規の設置はなく、徐々に設置台数が減少している。</p>
食の自立支援 (配食サービス)	<ul style="list-style-type: none"> バランスのとれた食事の提供とともに安否確認を継続し、食の自立へ向けた必要なサービス提供ができるよう体制を整えます。 民間サービス等を活用し、365日配食や病態別食事の提供などニーズに応じたサービスの導入を図ります。 町内の関連業者との連携により食材の確保や配達について検討します 	<p>H29年度新規登録者 42名 配食数：9,225食（12月末現在） 町が委託を行っていない社会福祉法人での配食の利用が増えていることもあって利用者数は減少傾向にある。 昨年行ったアンケートにて配食の委託希望の飲食店と調整をし契約を締結する。また、町内の配食マップを作成し住民への周知を行う。</p>
生活管理指導員の派遣	<ul style="list-style-type: none"> 病院からの退院直後等介護認定を受けるほどでもない方が、少し日常生活上の指導及び支援があれば在宅生活が継続できる場合は、一定期間、生活管理指導員を派遣し支援していきます。地域住民による支え合いや多様なサービス等が充実していけば、順次移行していきます。 	<p>平成29年度（12月末現在） 名簿登録者9名（内、終了者4名） 平成29年度より始まった総合事業により、利用状況が短期間の利用に絞られる事となった。これまで長期間で利用している方も、随時チェックリストを行い、状況によっては総合事業への移行を行う予定。</p>
地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> センターと各支所には総合相談窓口があります。介護や認知・うつ・閉じこもり等様々な相談に対して情報提供や専門医療機関の紹介・権利擁護等のサービスが円滑に行われるよう調整を行います。 高齢者のみの世帯や認知症高齢者等に対する対応等それぞれ実情を把握し、個別にセンタースタッフでケース検討を行います。ケースにより、専門医やセンターの保健師等が専門チームとともに支援していく体制を整えます。 	<p>センター・各支所含めてさまざまな相談に対し情報提供や各種機関の紹介や調整を行っている。必要に応じセンター・支所間にて情報共有を行っている。</p> <p>認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らしを続けるための施策の一つとして、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を立ち上げた。これまでのところで4事例についてチームで支援し、それぞれ医療やサービスにつながってきている。今後も必要な支援につながりにくい事例については医療機関や居宅介護支援事業所等と連携を取って支援していく方向。</p>

②支援のネットワークづくり

見守り、ネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員や地域の情報をもとに、支援の必要な1人暮らしの高齢者のみの世帯等の状況を把握します。 町社会福祉協議会や地区社協等の協力を得て、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、地域住民や民間事業者、専門機関等、地域の様々な関係機関がそれぞれの役割の中で、相互に連携をしながら、見守り活動を行う「高齢者の見守りネットワーク」を構築し、地域全体で支え合う体制をめざします。 	<p>民生児童委員協議会の支部会や地区会に参加し、地域の高齢者や要援護者の状況把握や情報交換を行って、個別支援が必要な方は関係機関と連携を取って対応している。 民生委員との協力により、緊急の場合の連絡先を確認しておくなどの状況把握を行っている。平成27年度より地域福祉サポーター（優友サポーター）で65歳以上の高齢者、75歳以上の高齢者世帯の訪問支援活動を実施している。</p> <p>地区社協、自治会に対して要援護者に対する支援ネットワーク構築及び支援活動を依頼した。（1人暮らし高齢者・高齢者世帯が中心）</p>
地域づくりの意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティごとに健康づくり・生きがいがづくりの自主的な活動を実施していくための地域の体制づくり、生涯学習活動、地域づくり活動、保健福祉活動等関係機関との連携をとり推進します。 要介護状態になる前から、将来家族が介護状態になったときにどう支えていくのか話し合っておくことが必要です。高齢者だけでなく、高齢期を迎える前からそれぞれが自分の問題として、老後について考える場を提供していきます。 	<p>昨年度は第一層の生活支援コーディネーターを、今年度は第二層の生活支援コーディネーターも配置して、先日第1回生活支援コーディネーター連絡会を開催し、今年度それぞれの地域コミュニティの取り組み状況の把握を行っていくことから始めることを確認した。今後も生涯学習活動、地域づくり活動、保健福祉活動等関係機関との連携をとりながら住民主体の活動につながるような働きかけを行っていく方向。</p> <p>H30年1月に、本町において、県央保健所・邑南町社会福祉協議会と共催で、「地域包括推進シンポジウム」を開催し、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるための取り組みを、町内外の方から報告してもらい、その取り組みを聞いて自分の地域はどんな地域にしたいか、その望む地域にするために何ができるかなど参加者で話し合った。 今後も、自分自身が、また家族が、住み慣れたところで安心して住み続けるために何が必要か自分のこととして考えてもらう場を提供していきたい。</p>
活動の担い手づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティ活動の担い手となるリーダーを積極的に発掘・育成するとともに、リーダーの積極性・向上心が持続するような支援を行います。 	<p>保健課、福祉課、社協が養成をした各種ボランティアの総括し、集う場・生活支援・研修会・食の支援などに再登録・調整を行った。（優友サポーター活動に従事）</p>

③高齢者の権利擁護

高齢者虐待の防止、適切な対応	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の虐待防止に対する理解を深め、発生を未然に防止していくよう啓発していきます。また、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合には、町等に通報する義務があることや高齢者虐待対応窓口としてセンターがあることを周知徹底します。 	<p>各種出前講座において、センターの周知に併せ虐待相談窓口を周知している。また、町の広報等においても周知している。</p>
----------------	---	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待は、問題が深刻化する前に発見し、早期に対応することが重要なため、民生委員や関係者等を含め地域住民も虐待が発生する要因や特に注意を要する認知症について正しく理解してもらうよう啓発していきます。 	<p>全国の統計から、虐待事例の約70%に認知症症状が認められたともあるように認知症と虐待には深い関係がある。認知症高齢者への虐待を予防するために介護者に対する適切な支援、民生委員や住民への認知症に対する正しい知識の普及に今後力を入れていきたい。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待の疑いの通報があった場合、センターが訪問し、関係機関（町関係課・医療機関、担当民生委員・介護支援専門員・介護保険サービス事業所等）からはできるだけ多面的な情報を収集します。 	<p>虐待の疑いの通報があった場合は、各種関係機関と連携し情報を収集している。また代表者等が集まる高齢者虐待対策防止推進協議会において、情報提供や協力依頼を行っている。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待と認められる場合は、本人の生命・身体への危険性の有無、緊急性の有無を判断し、支援の方向性を決めるコア会議を開催します。 	<p>現時点でコア会議を開催するケースは発生していないが、必要に応じて開催していく予定。</p>
成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護・成年後見制度の活用、社会福祉制度等専門的な立場から支援を行います。 	<p>権利擁護センター（社協委託）のみでなく、地域包括支援センターにおいても成年後見制度の相談及び申立手続きの支援を行っている。親族がいない場合や拒否している等の場合必要に応じて町長申立を行っている。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の権利擁護のため成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及と利用促進を図ります。 	<p>権利擁護センター（社協委託）において出前講座の項目として設けている。今後も権利擁護センターと連携し利用促進を図りたい。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度については、住民参加による地域福祉の推進の観点から市民後見人（町民）の養成を行います。 	<p>権利擁護センター（社協委託）において後見支援員フォローアップ研修を開催している。</p>
消費者行政	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が消費者トラブルの被害者とならないよう、各窓口と町民課、消費者センターが連携を強化し、あらゆる機会を通じて広報・啓発活動を行います。 	<p>消費者問題協議会で、「悪質商法に気をつけて！」のちらし第2刷を作成した。今後、講演会等で活用していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くらしの豆知識を作成し、窓口へ備え付けた。 ・各団体の希望に応じ、消費者問題の出前講座を実施した。 ・消費者センターと連携し、相談事案について随時対応した。

④交通支援

交通体系の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・交通体系の整備は、生活全般を支援するものであり、町営バスの入らない地域に住む人を対象とした通院タクシー助成制度の継続、また公的サービスで補えない部分については、NPO・ボランティア団体、自治会の参画を図ります。 	<p>邑南町は、スクールバス10台と町営バス8台により通学をはじめ通院、買い物等に欠かせない生活路線を確保している。生活交通検討委員会では3年に1回、報告書の見直しを行うこととなっており、平成29年2月には町長に報告書の提出がされた。バス停留所までの距離が遠いという声や自宅の近くまで来てほしいという声があり、全町的に検討が必要な時期にきている。現在、羽須美地域でデマンド運行の検討を行っている。</p>
外出への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がい者にとって、住み慣れた地域社会での通院の支援として、サービスを継続していきます。 	<p>寝たきり、あるいは座位保持が介助なしでは行えず普通自動車での移動が困難な人への移送サービスとして高齢者等外出支援事業を社協へ委託し行った。利用登録者33名 延べ回数192回（12月末現在）対象者の基準を再設定し、更新による利用者の状態の確認を行う。</p> <p>バス路線から離れた地域の通院の際のタクシー利用料助成制度継続。H29年度利用登録者4名（3世帯）。利用人数が少なく、対象地域外で通院が困難な高齢者も増えている。対象地域の拡大に向けて検討中。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護者の通院等のニーズを探り、新たな支援策を検討します。 	<p>福祉タクシー利用に対しての助成について協議した。来年度予算協議、再来年度実施に向けて検討・協議を続ける。</p>

⑤住まいの環境整備

高齢者の居住安定確保	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に見守りが必要な人に対して、病院からの退院直後・冠婚葬祭等短期間に利用できるサービスとして、生活管理短期指導があります。在宅生活が継続できるよう支援していきます。 	<p>H29年度利用実績 3件 14日間 医療機関に地域包括ケア病棟ができ、退院後の利用が減ったが、虐待等の処遇困難事例の緊急避難場所の確保としている。総合事業のサービス事業対象者であってもこの事業を使うことを可能とする。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上1人暮らしや2人世帯の人で、在宅生活に不安がある人に対し、居住（高齢者生活福祉センター）の利用決定を行います。入所後も生活が支障なく行えるよう、引き続き支援を行います。 	<p>独居、2人暮らし高齢者世帯で在宅生活に不安のある方に居住を提供。入所後も家族や介護支援専門員と連携し、介護保険サービスや在宅福祉サービス利用の支援を行い、安全安心な環境づくりを行った。入所申請の審査会では認知症や持病に対してのリスクを精査し、対応についても施設管理者との情報交換を密に行った。 12月末入所者：13名（空室2） 介護認定者：要支援1...4名 要支援2...1名 要介護1...6名 要介護2...1名 申請中...1名</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的に困窮し、居家で養護を受けることが困難な人への施設として養護老人ホームの役割は重要です。入所者の生活を支えるため、外部のサービス利用により生活支援を補います。 	<p>12月末の措置人数54名（町内施設39名、町外施設15名） 町内施設のうち外部サービス利用者25名（11月利用実績） 養護老人ホームに措置を行い、日常生活の支援を行った。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化に伴い、住みにくくなってきた公営住宅を、高齢者が住みやすいよう環境を整備することが大切です（風呂場・段差解消・手すり等）。住宅マスタープラン（地域の特性に応じた住宅の供給を促進し住宅の整備に係る計画）・ストック改善事業（地域の特性に応じた再生・活用）により、既存の住宅を計画的に改修実施していきます。 	<p>平成29年度は、既存住宅2棟7戸についてストック改善事業を実施。（坂谷団地1号棟5戸、2号棟2戸）</p>
様々な居住安定確保	<ul style="list-style-type: none"> ・心身機能の低下や経済的な事情から、施設の入所を希望される場合、必要に応じて住み慣れた自宅から高齢者の状況に適した住まいへの住み替えを促していきます。この場合、できるだけ町内の施設で充足できるよう努めます。 	<p>在宅生活が困難になってきた場合、町内にある高齢者生活福祉センターや軽費有料老人ホーム、養護老人ホーム等の紹介を行っている。また、急を要する場合は近隣の関係施設についても紹介している。</p>
公共施設のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ・各公共施設が高齢者・障がい者にとって使いやすい施設となるよう努めます。（トイレ・段差・スロープ等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・物理的なバリアフリー化 改修工事を行う際、具体的には、段差の解消・階段に併設したスロープ・手すり・スペースの広い洋式トイレ・おもしろい駐車スペース（幅：3.5m以上）の設置・視覚障害者向け点字ブロックや小便器近傍への手すり設置等について設計段階から考慮するよう各課に周知した。今年度の実績としては、体育施設のトイレの改修を行った。日常および定期点検等については、各施設の管理責任者において注意深く行っている。

⑥地域ケア会議の活用

地域ケア会議の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・より良い地域包括ケアシステムの実現をめざし、介護・医療・保健・福祉等の多職種連携により、高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援型ケアマネジメントの実践力を高めます。 ・個別ケースの課題分析から、地域に共通した課題を抽出し、その解決に向けた資源把握や地域づくりを推進します。 	<p>「ケアマネジメント支援会議」の中で、多職種連携することで高齢者の個別課題の解決が図れるものについては、事例提供者が自らの気づきができるよう支援しており、邑智病院に關係する事例は「邑智病院個別ケース検討会」を実施している。</p> <p>個別ケースの課題を解決するための地域ケア会議として定例で行っている「邑智病院個別ケース検討会」「ケアマネジメント支援会議」がある。それぞれの個別事例の中から上がってきた課題について、地域に共通した課題を抽出し、その解決に向けた資源把握や地域づくりを今後生活支援コーディネーター等と協力し推進していくこととしている。</p>
-----------	--	--

⑦新しい総合事業の実施

新しい総合事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・日常生活支援総合事業は、町の主体性を重視し地域支援事業において、多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、要支援・二次予防対象者に対して、介護予防や配食・見守り等の生活支援サービス等を創意工夫により、総合的に提供できることとなりました。これにより、多様なサービスの整備など事業実施に向けた準備を行い、介護予防訪問介護と介護予防通所介護はこれまでの予防給付から総合事業へ平成29年度から移行します。 	<p>今年度より、予防給付の対象者は認定有効期間の終了時に総合事業へと逐次移行している。また、地域の実情に応じ、多様な社会資源を活用することで、介護予防や生活支援などのサービスに繋がるための検証をおこなった。30年度は地域を巻き込みながら生活支援の体制を整備をしていく予定である。</p>
生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置及び協議体の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な人に多様な主体による多様なサービスから必要なサービスを提供できるよう、多様な取り組みの調整機能を担う生活支援コーディネーターを配置します。 ・町やセンターが中心となり、生活支援コーディネーターと連携し、高齢者の在宅生活を支える社会福祉法人、民間企業、協同組合、ボランティア、NPO法人等多様な事業主体と重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築していくために協議体を設置し、定期的な情報共有及び連携協働による取り組みを推進します。 	<p>第一層の生活支援コーディネーターについてはH28年7月より邑南町社会福祉協議会に委託で配置し、第二層の生活支援コーディネーターを今年度各地区1名づつ一般住民の方から公募で配置した。今年度は、まずは地域でどのような活動が行われているのかを把握するための地区巡りを中心に活動している。</p> <p>今年度の協議体をH30年2月に開催する予定で、内容として「公益財団法人 さわやか福祉財団」から講師を招いて、「協議体の役割・協議体に求められること」という議題で講義をしていただくこととしている。来年度は第2協議体の設置に向けて検討する。</p>
生活支援サービスの体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・国が策定するガイドライン等を参考に、平成29年4月に通所型介護予防事業及び訪問型介護予防事業を新しい介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業へ移行します。 ・担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進します。 	<p>町では、多様な主体による地域の実情に応じた生活支援サービスを試みたが、手上げする事業所や地域がなく実施に至っていない。今後地域の実情に応じて、必要なサービスを洗い出し、生活支援コーディネーターを中心に協議体で検討し整えていく。</p> <p>H28年度より、保健課と社会福祉協議会と共催で「集いの場を支援するボランティア」「家に入ってちょっとした困り事を支援するボランティア」の養成と再教育を行っている。今後も計画的に研修会を開催しながら、ボランティアさんとニーズのマッチングについても「しくみ」を構築していく予定。</p>

(3) 認知症施策の推進

①認知症に対する正しい理解の普及

項目	内容	H29 実施状況・評価
啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症は、誰にも起こりうる脳に起因する病気で、高齢になるほど発症率が高くなります。今後、高齢者の増加に伴い認知症の増加が見込まれます。今後も認知症の早期発見・早期対応の重要性等、認知症についての正しい知識の普及と、「認知症になっても住み慣れたまちで安心して暮らし続けられるためには周囲の理解が必要不可欠であること」など引き続き意識啓発していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の早期発見・早期対応の重要性等、認知症についての正しい知識の普及と、「認知症になっても住み慣れたまちで安心して暮らし続けられるためには周囲の理解が必要不可欠であること」などの意識啓発を目的として、若年性認知症の当事者の方を招いて講演会を開催する予定である（3月14日）。
認知症サポーター等の養成	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症を正しく理解し、認知症高齢者やその家族を温かく見守る環境を整えるため、その応援者である認知症サポーターの養成を積極的に行っていきます。また、認知症サポーター養成講座に参加する人は高齢者の受講者が多い状況がありますが、今後は学童期等の若年層についてもサポーター養成の取り組みが進むよう関係機関に働きかけを行っていきます。 ・地域や職域・学校などで認知症サポーターを養成し、「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」に向けて、関係機関・組織・団体等への働きかけ、協力・連携体制づくり、ネットワーク化を推進します。また、認知症に関する地域のリーダー役を担う立場のキャラバンメイトの養成についても、県と連携して推進していきます。 	<p>医療法人や福祉法人等のキャラバンメイトの協力を得て認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の理解や認知症の人への対応について地域の方に理解してもらうよう努めている。また学童期への啓発についても、今年度は小学5年生を対象に認知症サポーター養成講座を開催し、子供たちが熱心に認知症について考える良い機会となったようである。</p> <p>県が開催するキャラバンメイト養成講座の周知を関係機関に行ったところ、今年度は郵便局職員2名の参加者があった。H29年12月末現在で76人キャラバンメイトが養成されており、今後もよりキャラバンメイトが地域で認知症サポート養成講座が開催できるよう啓発を行っていきたい。</p>

②家族支援の推進

認知症ケアパスの作成・周知	・認知症の人やその家族が、認知症と疑われる症状が発生した場合に、医療や介護サービスへのアクセス方法やどのような支援を受けることができるのかを早めに理解することが、その後の生活に対する安心感につながります。このため、認知症ケアパスの作成と活用、及び周知を行っていきます。	H27年度に認知症ケアパスを作成したところで、現在認知症カフェや、本庁や支所の相談窓口での相談等に活用している。今後もケアパスを有効活用しながら、早期に適切な医療や支援に結びつくよう周知していくこととしている。
認知症カフェの開設	・地域において認知症の人の家族を支援し、負担の軽減を図る取り組みとして、認知症の本人、その家族、専門職、地域住民など誰でも参加ができ、和やかに集うカフェ（認知症カフェ）の開催を推進していきます。	H28年2月より、おおなん福祉会に委託して認知症カフェ「おおなんオレンジカフェ」をスタートさせており、現在第1第3土曜日の午後、月2回瑞穂西デイサービスセンターにて開催している。来年度は、石見地域、羽須美地域でも開催できるよう各法人と調整を図りながら立ち上げに向けて準備していく方向。
介護マークの普及	・認知症の人などの介護は、他の人から見ると介護していることがわかりにくい。公共のトイレの利用や下着などの買い物をする際に、誤解や偏見を持たれることがあります。そのため、介護中であることをわかってもらうため、必要な方に対して「介護マーク」を配布するとともに、このマークが効果的に機能するために、マークについての認知度を上げていくよう引き続き普及を図っていきます。	介護マークが効果的に機能するために、1月号の広報に掲載した。各支所、福祉課窓口で相談を受け付け配布できるようにし、名刺サイズの介護マークを作成した。

③支援体制の充実

相談体制の充実	・センターは高齢者に関する相談窓口であり、今後の認知症施策の中でも重点的な役割を引き続き果たしていくよう努めます。 ・県央保健所において「心の相談窓口」として医療面から認知症についての相談対応が行われているなど、認知症についての身近な相談窓口が関係機関に開設されていることを周知し、適切な支援につないでいくよう努めます。	出前講座などで、認知症等高齢者に関する相談については地域包括支援センターが相談窓口であると周知しており、気軽に相談してもらえるよう啓発を行っている。 県央保健所主催の「心の相談窓口」については保健課の方で利用の周知啓発を行っている。相談者の中で在宅生活を支援するための介護保険等のサービスが必要な方については、地域包括支援センターも同行訪問等行いながら支援に努めている。
認知症初期集中支援チームの設置	・医療、福祉等の複数の専門職による認知症初期集中支援チームを構成し、認知症地域支援推進員と連携し、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族の支援をしていきます。	・今年度より、保健師・看護師・社会福祉士・介護福祉士と、北広島町千代田病院医師を構成員とした認知症初期集中支援チームを立ち上げ、認知症が疑われるが何らかの支援や必要な医療につながる人に対し、チーム員で関係機関と連携を取りながら本人やその家族への支援を行っている。
認知症地域支援推進員の配置	・医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関の連携を支援し、認知症の人やその家族からの相談対応を行います。また、認知症施策や事業の企画調整を担う者を配置し、認知症の人ができる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう地域の支援体制を構築していきます。	H27年度H29年度にそれぞれ認知症地域支援推進員1名ずつ養成研修を終了し、現在2名養成済み。また認知症初期集中支援チーム員はH28年度H29年度で合計4名養成研修を受講し、それぞれ活動をスタートさせている。今後、認知症初期集中支援チームの活動や認知症カフェ、認知症サポーター養成講座等を通じて、医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関と連携し、認知症の人ができる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう地域の支援体制を強化していく方向。

(4) 在宅医療・介護連携の推進

①在宅医療・介護連携推進事業の推進

項目	内容	H29 実施状況・評価
(ア) 地域の医療・介護サービスの資源の把握	・町内の医療機関及び介護サービス資源等の一覧を掲載したリーフレットを作成し、活用します。	邑智郡内の地域資源（医療機関・福祉事業所）が記載されている「地域連携ハンドブック」や、地域包括支援センターで作成した「邑南町地域包括支援センター利用の手引き」に掲載している町内介護保険関係事業所一覧の更新を関係機関と連携しながら行っている。
(イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対策の協議	・県央保健所や邑智病院等と連携し、医療福祉連絡会議を邑智郡広域で開催したり、町内の医療機関や介護サービス事業所と定期的に在宅医療や在宅介護における課題の抽出や、今後の方向性について協議していきます。	各種地域ケア会議（「おおなん支えあいチーム」、「地域部会」、「ケアマネジメント支援会議」、「邑智病院個別ケース検討会」等）を通じ、在宅医療や介護連携の課題の抽出や今後の方向性について協議している。
(ウ) 在宅医療・介護連携に関する相談の受付等	・センターを中心として、邑智病院の地域連携室や各医療機関等と連携を密にして、在宅を支える医療・介護について気軽に相談できる体制を整え、安心して在宅生活が継続できるよう支援していきます。	邑智病院（地域連携室）や各医療機関等から、在宅生活を送る上で何らかの支援が必要な事例の情報が入った場合、対象者の家族等に対し地域包括支援センターへ気軽に相談してもらいことの紹介や、その後の必要な支援について病院と連携を密にして対応するよう努めている。
(エ) 在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援	・町内・近隣の医療機関や介護保険サービス事業所、介護保険施設等がそれぞれの利用者の情報が共有できるようなシステムづくりを検討していきます。	現在地域ケア会議等を通じて、何らかの支援を必要としている方に対し、関係者間で情報共有しながら的確な支援ができるよう努めている。また県央保健所管内の関係者で現在作成中の「大田圏域における入退院連携ガイド」（3月末完成予定）を今後活用し、病院から在宅へ切れ目のない支援が提供できるよう関係者で情報共有を図っていきたい。
(オ) 在宅医療・介護連携関係者の研修	・町内の在宅医療や在宅介護を支える関係機関の従事者を対象とした専門研修を開催し、より連携を強化していきます。	町内の在宅医療や在宅介護を支える関係機関の従事者を対象とした在宅医療介護連携推進研修会を3月に開催予定としている。
(カ) 24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築	・郡内及び近隣の市町の医療機関や訪問看護事業所、訪問介護事業所等と連携しながら、医療・介護の24時間・365日の提供体制の整備を模索します。	昨年度、町内の訪問看護事業所の看護師と、医療・介護の現状について、また24時間・365日の提供体制の整備に向けての意見交換を行ったところであるが、今後も関係機関と情報共有しながら、住み慣れたところで安心して暮らしつづけるための在宅医療・介護サービス提供体制を構築していきたい。
(キ) 地域住民への普及啓発	・各公民館単位等で、安心して住み続けられる地域づくりについて話し合いを行うなど、地域住民への普及啓発を積極的に行っていきます。	出前講座を中心に、安心して住み続けられる地域づくりに向けて、参加者の皆さんの声を聞きながら住民同士の助け合い・見守り等が進んでいくよう努めている。

<p>(ク) 二次医療圏内・関係市町の連携</p>	<p>・県央保健所を中心に開催される、大田圏域の医療保健福祉の関係機関の連絡会等に参加し、二次医療圏域内・関係市町の連携を強化していきます。</p>	<p>県央保健所を中心に開催される、大田圏域の医療保健福祉の関係機関の連絡会等に積極的に参加し、関係市町の連携強化に努めている。</p>
---------------------------	--	--

障がい者計画・障がい福祉計画に係る評価報告書

資料A-3

3-1 誰もが暮らしやすく、一人ひとりが輝けるまちづくり【障がい者計画】

(1) 啓発・広報、差別の解消と権利擁護

① 啓発・広報活動の推進

項目	内容	H29 実施状況・評価
障がい者施策のPR	<ul style="list-style-type: none"> ・町広報紙に「障がい者福祉のコーナー」の枠を設けるなど工夫し継続して情報提供を行ないます。 ・町社会福祉協議会広報紙「おおなん社協」でも啓発記事等を掲載します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「広報おおなん」へ不定期ではあるが障がい福祉コーナーで障がい者にとって有意義な情報を提供することができた。 ・町身体障害者福祉協会の支部総会や研修会へ参加し、障がい者施策等の説明をしている。 ・町社協広報「おおなん社協」で障害者福祉施策等々について啓発記事等を掲載。
疾病や障がいへの理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズに応じた講演会テーマの設定や障がい者の発言の場の設定、「あいサポート運動」の推進などにより、疾病や障がいは誰でも起こりうる自分のこととして考えられるよう、また、障がい者の人権擁護も理解が深まるよう、住民に対する意識啓発を進めます。 ・町広報紙への掲載や情報紙を通じた相談窓口のPRを継続します。 ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における事前キャンプ地誘致を踏まえ、障がい者支援への意識啓発を進めていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいを知ることから始めようと「あいサポート運動」の研修会を継続的に町社協指導のもと実施されている。 ・今後も引き続き「あいサポート運動」を啓発活動として実施し、あいサポーターを増やしていく取組が必要である。 ・町職員への「あいサポート運動」の研修会を2回開催した。 ・「広報おおなん」を活用しての情報提供が十分ではない。 ・手帳等の交付時には当事者団体や地区担当保健師等のPRをしている。 ・相談支援事業所のチラシ作成やおおなんケーブルテレビのPR番組により相談件数が増加している。 ・事前キャンプ地誘致実行委員会設立、町教育委員会生涯学習課内に合宿招致推進室設置に伴い、障がい者や障がい者スポーツへの理解促進、意識啓発のための講演会や研修会、競技の体験会等を開催している。
障害者差別解消法の周知啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいを理由とする差別の解消に向けて、障害者差別解消法の趣旨や法に基づく本町の取り組み、事業者に求められる対応等を周知啓発します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法の施行に併せ職員の対応要領を策定している。職員に対しては「あいサポート運動」の研修会に併せて周知啓発を行った。 ・東京都発のヘルプマークが島根県でも取組が始まり、邑南町では啓発の一環としてチラシを全戸配布した。

② 福祉教育と地域における交流の推進

福祉教育、人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サイドから積極的に教育機関に対し関わりをもち、福祉教育の推進に努め、障がい者に対する理解と人権意識の高揚を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県社協事業「ふくしの学び合い」事業を受託し町内各小中学校へ働きかけを行った。車いす・高齢者疑似体験（日貴小学校・高原小学校・瑞穂小学校・石見東小学校・羽須美中学校・矢上高校）
障がい者との交流の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・各種団体、施設と連携し、障がいのある人・ない人が共通の意識をもって交流できる機会を継続して提供します。また、地域行事に障がい者が参加できる環境づくりを行います。 ・町社会福祉協議会が事務局をもつ「邑智郡ふれあいの会」が主体となり、交流・余暇活動を実施します。 ・行事やイベントの開催にあたっては、関係する団体による共同での開催を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「手をつなぐ育成会」総会6/3 22名出席 イベントへのバザー参加（神楽大会・福祉大会）クリスマス会はふれあいの会と合同開催。 ・「邑智郡ふれあいの会」総会6/11 会員13名 支援者22名 夏の遠足8/11（焼肉バイキングと買い物）24名参加 支援者17名参加 秋の遠足10/28（サンクス）会員12名参加 支援者3名 クリスマス会12/10（中野公民館）会員14名参加 支援者10名参加 ・パラリンピック事前キャンプ地誘致に絡め、ゴールボール体験への参加を呼びかけた。（市木公） ・障がい者支援施設に公民館まつりにおけるバザー参加を呼びかけ、地域住民との交流促進を促している。（中野公） ・ゴールボール体験会への参加を呼びかけた。（矢上公） ・ゴールボールの体験会や講演会の開催について、障がい者団体をはじめ、町内関係機関や各種団体と協力し実施している。共同するだけでなく多くの方に行事やイベントに参加いただいている。（生涯学習課）

③ ボランティア活動の推進

既存ボランティア活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・活動の拡大を図るシステムづくりやボランティアセンターなどを通じた更なる情報交換、連絡調整の推進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存ボランティア団体に対して障害者施設等からの支援要請等にボランティアセンターの機能として紹介等の中継ぎを実施している。 ・社協の開催する各種講座に障がいに関する講座も含めながら実施
ボランティア育成	<ul style="list-style-type: none"> ・後継者の育成を含め、若い人たちが積極的にボランティアに参加できる体制を検討します。 ・ボランティアの人員確保を図るため、幅広い年齢層が参加できる障害者支援ボランティア養成講座の開催を計画します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・若い世代に対する働き掛けは出来ていないのが現状である。 ・個々のボランティア団体もメンバーの高齢化、新規メンバーが入らないなどの課題を抱えている現状がある。 ・町社協開催の各種講座にて実施している。

④ 権利擁護の推進

権利擁護事業の制度周知	<ul style="list-style-type: none"> ・町広報紙に掲載するなど、継続した広報を行い制度の周知を行います。 ・「後見支援員養成講座」を継続的に開催し、住民に向けて幅広く周知・啓発を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町社協広報に掲載している。 ・フォローアップ講座を実施
成年後見制度の申請手続費用負担	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者における町長申立の費用の公費負担を継続します。また、後見人に対する報酬が発生するため、生活保護世帯や年金の低額受給者への充実を図ります。 ・権利擁護センターと庁内関係課との連携・役割分担を強化します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮世帯などからの相談に対し町長申し立てなど支援 ・毎年、公費負担分を予算化（2名分）している。 ・福祉課（障がい者又は高齢者福祉）で執行し、申立等の実務を社協で担当。 ・福祉課地域福祉係が権利擁護センター審査委員会への参加し連携している。 ・障がい者又は高齢者に対象者が多いが、困窮者支援との関連も厚く、社協がH27より生活困窮者自立相談支援事業の実施機関となることで権利擁護センターとの連携を強化している。

⑤ 地域における障がい者虐待防止対策の充実

障がい者虐待の周知・啓発の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者虐待について関係団体への普及啓発を行うとともに、相談事業との連携を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援部会を定期的開催し関係機関の連携を図っている。
虐待に対する対応の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者虐待防止法に基づき、虐待の疑いのあるケースに対し県や関係機関との連携を図りながら迅速に対応します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待の通報が1件あり、邑南町障害者虐待対応マニュアルに沿って適切に対応した。今後もより一層関係機関との連携を密にしていきたい。

(2) 生活支援

① 利用者本位の生活支援体制の整備

相談窓口の広報	<ul style="list-style-type: none"> ・町広報紙に「相談窓口」の枠を設けるなど、継続した広報を行います。 ・町社会福祉協議会広報紙「おおなん社協」やケーブルテレビを通じた広報を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所のチラシを作成し配布した。 ・相談支援専門員によるおおなんケーブルテレビの番組を制作し、相談支援事業所のPRができた。
---------	--	--

②地域における相談機能の充実

相談員、民生委員・児童委員活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> 身体・知的障害者相談員制度の普及啓発を行うとともに、民生委員・児童委員活動の充実や、専門研修による支援、他の相談事業との連携を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者相談員、知的障害者相談員は、島根県から権限委譲(H24.4～)を受け、それぞれ当事者会等からの推薦により各1名を業務委託(任期1年)している。 精神障がい者からの相談については、保健所と町保健師が連携しながら相談機関として個別に対応している。 精神障がい者の地域移行に向けて精神障がい者からの相談に対応する相談員について検討したが、相談員となるものは法により資格を有するものでなければならず、一般に募集することは難しい。
精神障がい者の地域移行推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域移行が可能な精神障がい者の地域移行を促進するため、関係機関の連携を図りながら支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 各関係機関と連携を図り、平成29年度は精神障がい者1名の地域移行支援を行った。 自立支援協議会相談支援部会において、精神科病院長期入院患者の地域移行支援の推進について協議した。

③福祉サービス等の推進

障がいの特性にあったプランの作成充実	<ul style="list-style-type: none"> 総合支援法の制度普及を図りながら、サービス等利用計画について、作成に向けた手続きの仕方や作成事業者等の周知を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援事業所との連携により、サービス等利用計画は全て作成されており、支給決定しサービスを提供している。
--------------------	---	--

④経済的自立の支援

各種助成事業の継続	<ul style="list-style-type: none"> 医療費助成・交通費助成制度の維持に努めます。 県の制度についても情報提供を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉医療費助成等の県制度、及び町単独助成事業について、従来から実施している。 手帳交付時等、対象となる制度について情報提供し、申請により決定・助成している。
-----------	---	---

(3) 生活環境

①住宅、建築物のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

公共施設等の整備	<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り「バリアフリー新法」の整備基準をめざすとともにユニバーサルデザインに配慮した整備を行います。既存施設については点検を行い計画的な改修に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 本年度で全ての既存町営住宅のストック改善事業が完了した。 新規に建設する建物については、公営住宅等整備基準に従い第10条及び第11条のそれぞれについて等級3としている。
民間施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者にとって暮らしやすいバリアフリー住宅の整備について、民間事業者と連携を図りながら普及啓発に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて個別に対応している。
住宅の整備	<ul style="list-style-type: none"> 町営住宅の新設・建替えにあたっては、段差の解消、余裕のある廊下・出入口等、障がい者や高齢者の利用に配慮した設計により可能な限りバリアフリー化を推進します。既存の町営住宅における手すりの設置、段差解消など障がい者や高齢者向け改修については、助成等の支援を行います。また、障がい者が暮らしやすいグループホーム等の整備の推進を図ります。 居住サポート事業による入居支援や、成年後見制度の利用を促進し契約の安定を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅の障がい者や高齢者の住宅改修については、日常生活用具給付等事業や介護保険事業により予算を確保し実施している。今年度の実績は、日常生活用具給付等事業が1件あった。 7戸の既存公営住宅の改善工事を行った。内部床段差の解消、便所・浴室等への手摺りの設置等を実施。 今後も予算を確保し、居住環境の改善を図っていく必要がある。 グループホームとしての利用については、現在6戸を供給している。今後も、一般町民需要に配慮しつつ条件が許せば供給していきたい。 相談支援事業の一環として取り組んでいる。 成年後見制度の窓口は福祉課及び町社協にあり、権利擁護センターを社協に設置している。

②公共交通、歩行空間等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

公共交通機関の充実	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者自らが公共交通機関を利用して通院や買い物ができるよう、車椅子の利用や障がい者の乗降が容易な低床バスやリフト付タクシーの導入を関係機関に働きかけます。 地域生活バスについては定時定路線運行を基本とし、需要が見込めない集落や地域においては予約乗合方式や自治会輸送等の導入を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> 町営バスは、口羽矢上線バスは、ユニバーサルデザインの低床バスを導入し運行している。 リフト付きタクシーの導入は、現在、福祉タクシーが1台、ユニバーサルデザインのタクシーが1台導入される。 三江線代替交通引城区域運行及び江平上ヶ畑区域運行の車両について、リフト付き車両の導入を予定している。 可能な範囲で、低床バスやユニバーサルデザインのバスを導入する。リフト付き福祉タクシーの導入については、町内タクシー業者に働きかける。 現在、町営バスの運行は、定時定路線運行を基本に運行しているが、高齢化に伴い、ドア・ツウ・ドアのデマンド型の運行を求める声があり、全体的に検討をしていく必要がある。 町営バスの運行は、財政的に、現行の運行を保持した上で、新たな運行ができない状況にある。デマンド型運行に切り替えた方が良いと思われる路線の検討を行うとともに、地域やNPO法人との協議により、公共交通空白地輸送や自治会輸送等の導入を検討する。現在、羽須美地域でデマンド運行の検討を行っている。
-----------	---	---

③安全な交通の確保

快適な歩行環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設、医療機関、商業施設などを結ぶ周回道路を中心に、歩道、交差点、音声信号機、誘導ブロック、ポケットパーク障がい者用トイレ等を計画的に整備するとともに国・県へ働きかけ、障がい者にやさしい道づくりを進めます。 歩行者の使用頻度や重要度等に応じて、優先度の高い道路から改善を進めていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 包括的な事業整備を行うためには、多大な予算となるため、財源の確保が非常に難しく、修繕工事等による整備が中心になっている。 全庁的に各課横の連携(会議の開催等)を図り、適切な補助事業等を活用して、歩行者にとって道路の使用頻度や重要度などを重視しながら、可能なものから予算の確保に努めていく。 町道石見中央線においてカラー舗装化工事を実施中。
移動手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> 総合支援法に基づく移動支援事業を推進します。サービスの周知を行うとともに、利用者のニーズに合った事業となるよう対象者基準の見直しを検討します。 障がい者の日常生活上不可欠な外出や社会参加をしやすいよう、外出の手助けや移動手段の確保の支援に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 移動支援事業を委託して実施している。 制度概要について、地域自立支援協議会(相談支援部会)において、相談支援事業所担当者に説明し、サービスの周知について努めている。 対象者基準の見直しについては、タクシー事業者への配慮等もあり、慎重に行わなければならない。 「邑南町高齢者等外出支援事業」(移送サービス)を委託し実施している。 町より対象者への直接的な紹介活動が必要である。

④防災、防犯対策の推進

防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 町地域防災計画に基づき災害時要配慮者に配慮した環境整備、社会福祉施設・病院等の安全・避難対策、災害時における在宅の要援護者対策、啓発を進めます。 災害時要配慮者の避難誘導などについて自主防災組織を中心とし、具体的な行動計画の策定や訓練の実施を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> H29年度中8の自治会に出向き、避難行動要支援者把握のための名簿作成について協議・説明を実施した。内、4自治会で実際に独自名簿を作成し、この名簿に基づき、要支援者の把握と支援者の決定までに至っている。残る4自治会についても今年度中に名簿の作成及び支援者の決定を予定している。今後も避難行動要支援者の円滑な避難行動に結びつけていきたい。
防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 防犯会議において、町内の犯罪・事故等の状況把握に努め、生活安全施策に関する事項を協議し、障がい者を含め誰もが犯罪や事件に遭わないよう、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を図ります。 歩行者が通行する主要な箇所に、防犯カメラの設置を検討していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在、町内全域の主要箇所に防犯カメラを15台設置し、今年度末までに1台新たに設置される予定です。島根県警と連携を図りながら、定期的、或いは事案が発生した際、事件の早期解決に向けて重大な証拠となります。また、防犯カメラの設置により犯罪を未然に防止する抑止力となる効果が期待されています。

<ul style="list-style-type: none">・障がい者を含め誰もが交通事故に遭わないよう、交通安全教室の実施、町広報紙やホームページ、ケーブルテレビ等を活用した啓発など交通事故の防止や障がい者に配慮した交通安全教育の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none">・これまで以上に広報誌、ホームページ、ケーブルテレビを通じて誰もが被害者にも加害者にもならないために積極的な交通安全教育の実施を行っていく。
--	--

(4) 教育・育成

①一貫した相談支援体制の整備

<p>乳幼児期からの一貫した相談支援体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが気軽に相談できる環境の整備として、教育・福祉・保健・医療・就労の関係機関が連携した特別支援相談ネットワークを機能させ、出生から就労まで、一貫した相談支援を行います。 相談内容に的確に対応するため情報の共有化や関係機関との連携の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援相談ネットワーク支援本部を学校教育課、福祉課、保健課の3課も連携し、必要とする事案については支援本部会議を開催し、連携をとりながら相談事業や支援事業を進め、関係する機関とも連携を取り、進めている。 特別支援相談ネットワーク内の相談支援チームを中心に合同相談会（定期12回）を実施した。相談件数は、21件だった。主に保育所（園）・小学校からの相談が多かった。 相談のあったケースは継続的に状況把握し、検討を行い必要に応じて個別ケース会議を実施した。 今年度「子どもまるごと相談室」を開設し、子育てに関する相談支援窓口として妊娠期から出産、育児に関するまで一貫した相談支援する体制を整えました。その他、児童に関する相談のワンストップ窓口として対応しています。 相談支援ファイル（すこやかファイル）を活用し、就学前の相談体制の強化を引き続き取り組んだ。平成29年度の相談支援ファイルの配布者は、12名。 ファイルは持っているが十分に活用できていないケースやファイルを持っていることを引き継がれていないケースがあり、相談支援ファイルが医療・保育所（園）・学校・支援事業所等でスムーズに活用できるよう関係機関と連携をしていくために、ファイル配付時に保護者の同意を得て、ファイルを所持していることを各学校へ情報提供できるようにした。また、保護者の理解も求めていく必要がある。
<p>発達障害に関する早期対応の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害に関して早期発見・早期支援を保護者等の理解を得ながら行えるよう、関係機関によるネットワークの強化や個別支援、家族への支援を強化します。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援合同相談会での相談会や保育所・園の年中児を対象とした巡回訪問により関係機関と連携した支援に取り組んでいる。（学校教育課） 乳幼児健診・発達クリニックに携わる保健師、保育士など対象に、発達クリニック検討会を開催し、スキルアップ、連携の強化に努めている。 町内保育所（園）は西部島根医療福祉センター大野医師を招き、研修会を開催。 障がいに対する受け止め方については保護者によって様々な思いがあり、保護者と関わるスタッフの信頼関係づくりが重要であることから、引き続き研修等スキルアップが必要と思われる。 特別支援合同相談会での相談会や保育所・園の年中児を対象とした巡回訪問により関係機関と連携した支援に取り組んでいる。

②関係機関の連携強化

<p>関係機関との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> 障がい児や家族が交流することは極めて重要なことであり、情報交換やスポーツ大会の支援や充実を図ります。 障がい児の活動支援グループと連携を図り、障がい児、保護者会活動の相談、支援体制の充実を図ります。 子育て支援事業や発達障害者支援センターとの連携を強化します。 就学や進学、就労等で支援が途切れることがないよう、すこやかファイルを活用して関係機関で子どもの育ちを共有し、同じ方向性で子どもや保護者の支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援事業により「邑智郡ふれあいの会」の活動を支援している。 「邑智郡ふれあいの会」の活動、事務局を支援している。（社協） 「邑南町手をつなぐ育成会」の事務局支援、活動助成をしている。（社協） 特別支援相談ネットワーク内の相談支援チームの一員でもあるウインドと必要に応じて個別相談等連携して支援できるように取り組んでいる。 瑞穂・羽須美地域は、東光保育園内に瑞穂子育て支援センター、石見地域は、東保育所内に石見子育て支援センターを設置し、在宅の乳幼児、保護者の相談支援を行っています。また、各保育所や子育てサークルなどとの連携も行っています。 出生から就労まで一貫した支援を目指し、継続して取り組みを行っているが、就学等の節目でファイルの情報等が途切れてしまうケースがある。ファイル配付時に保育所（園）や小中学校へファイルを所持していることを情報提供できるよう、保護者に同意を得ることで情報を引き継げるよう体制を整えた。
-----------------	--	--

③個々のニーズに応じた指導の充実

<p>早期支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> 早期から保護者との関係づくりを深め、保護者及び児童のニーズをくみ取り、関係機関で見守り支援ができる体制づくりを強化します。 	<ul style="list-style-type: none"> 各種事業を通じて保護者との関係づくりに努め、必要時関係機関と連携していき、今後も継続したい。
<p>障がい児保育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある子ども、ない子ども相互の理解を深め、心身の発達を促し社会生活に必要な基礎能力を養うため、障がいのある子どもとない子どもの集団保育を進めます。 障がい児の受け入れにあたって保育士の加配等を支援し、障がい児保育の促進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 町内全保育所で、障害児保育事業を実施しています。町では、県事業の障害児保育事業の導入、町事業の発達障害児保育事業を障がい児の受け入れに積極的に取り組む保育所に保育士を加配し、障がい児等の保育の促進を図っています。 今後も障がい児等の保育の促進を図っていきます。 平成29年度は9保育所中、5保育所で保育士の加配を行い、きめ細かな支援をすることができました。
<p>特別支援教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> すべての児童・生徒が、個々の力を十分に伸ばす教育を受けられるよう、学習支援員による支援や通級指導教室の利用により、保護者との連携のもと個々の児童・生徒のニーズに応じた特別支援教育を進めます。 教育設備の整備・充実に努めます。 特別支援相談ネットワークを活用しながら、学習・進路・教育相談などの支援充実に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援相談ネットワークの相談支援事業「合同相談会」の定期開催。 巡回型のスクールソーシャルワーカーを1名配置。児童生徒の支援だけでなく、学校と連携し家庭訪問、保護者面談を行い、家庭全体の支援についても取り組んでいる。 町内10校に学習支援員12名、生活支援員4名、低学年複式支援員3名配置し、通常学級の特別な支援が必要な児童生徒の支援をしている。 教育支援委員会後の保護者面談に時間をかけ、保護者に理解を求め、本人と保護者のニーズの把握に努め、学校と関係機関との連携をはかる取組をした。 町単「笑顔キラキラサポート事業」において、学校生活や学習面に困難をかかえている通常学級に在籍する児童生徒を対象に引き続き生活支援員・低学年複式支援員、学習支援員を配置した。支援員を対象にした研修会を8月に実施し、浜田教育事務所の指導主事を講師に迎え、支援員の役割と児童生徒の理解を疑似体験を通して学び、支援員のレベルアップを図った。 教室設備等の整備に努め、学習環境・生活環境の整備に引き続き努めた。 特別な支援が必要な児童生徒については、継続して支援にあたっている。 石見養護学校が主催する特別支援コーディネーターを対象とした研修会・学習会を開催され、町内小中学校に積極的に参加を促した。また、毎週水曜日の石見養護相談スタッフの訪問相談を各校積極的に活用されている。

	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカーの配置による他分野の連携推進、スクールカウンセラーの充実に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県事業によりスクールカウンセラーを今年度から小学校1校追加で配置され、小学校2校、中学校3校に配置し、校区内の小学校にも支援にあたる。 ・各中学校に70時間と瑞穂小に70時間、矢上小に40時間スクールカウンセラーを配置した。今年度も瑞穂小配置のSCは瑞穂地域の小学校へ必要に応じて対応した。他の地域は校区内の小学校へ必要に応じて校区内の中学校から派遣を行い小中学校間の連携を図った。 ・県の配置時間内では対応しきれない部分は、町単で時間外にて対応した。SCが個別の事案に経過を見ながら継続して対応することにより、専門性の高い対応が可能となった。 ・町教育支援センターとSSWと定期的の情報共有をし、連携を図り、不登校児童生徒やその保護者への相談に対応する等、児童生徒の支援を継続して行った。
	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の指導に携わる教職員が障がいを正しく理解し、指導力を高めていくため、県立石見養護学校との連携により研修の充実に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内にある特別支援学校石見養護学校のセンター的機能を利用して各小中学校の研修会や巡回相談に応じてもらうことにより、専門的な支援に役立てている。 ・各小中学校の特別支援教育コーディネーター連絡会に講師として招き、個別の指導計画の作成について学ぶ機会を設けた。
学校における福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒に障がい児への理解を深め、やさしさと思いやりの心を育てるための啓発教育と障がいのある子どもとない子どもがともに理解を深めるための交流教育を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級を有する学校では、日常の交流学習はもちろん、理解学習も行い、障がいへの理解を深める取組を行っている。 ・特別支援学級を有しない学校でも、通常学級に在籍する発達障がいの児童とともに活動する中で、互いの違いを受け止めながら生活する態度を養うよう、担任と生活・学習支援員をはじめとした全職員で努めている。 ・今年度新たな取組として、石見養護学校中等部と石見中学校が石見中学校体育祭で披露するソーラン節を通して交流した。
	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育コーディネーターや生活・学習支援員を対象にした研修会の開催、充実に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・石見養護学校が主催する特別支援コーディネーターを対象とした研修会・学習会が開催され、町内小中学校に積極的に参加するよう声かけをした。 ・支援員を対象にした研修会を8月に実施し、浜田教育事務所の指導主事を講師に迎え、支援員の役割と児童生徒の理解を疑似体験を通して学び、支援員のレベルアップを図った。
	<ul style="list-style-type: none"> ・学級集団づくりの研修を一層充実していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内小中学校において、子どもたちが互いを認め合い、学び合う授業づくりの研修会を専任講師を招いて実施し、実現に向けて努めている。 ・大阪から講師を招き、教職員研修を年1回開催している。

④ 社会的及び職業的自立の促進

社会的・職業的自立の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・施設が有している人的資源や機能を地域に生かすためにも就労に適応できなかった養護学校卒業生への途切れない相談事業の推進を図ります。 ・相談支援事業所と連携を図りながら、福祉的就労や一般就労につなげていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立石見養護学校の進路相談会に毎回出席し、卒業後に速やかにサービスが受けられることができるよう個別に対応している。 ・地域自立支援協議会（就労支援部会）を開催し、相談支援事業所や関係機関との情報共有と連携を図った。
不登校児童への取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関の連携により不登校児童・生徒、ひきこもりやいじめ・校内暴力への相談しやすい環境づくりやたけのこ学級といった社会資源の情報提供を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・邑南町教育支援センターに常勤の指導員・相談員を配置し、1名は各小中学校を巡回訪問し不登校の未然防止活動、学校との情報共有をしている。別の1名の職員は常時センターにおり、保護者や学校からの相談にも対応している。 ・不登校児童生徒について、引き続き支援体制を継続する。 ・石見養護学校の週1回の巡回訪問を活用し、相談支援部の先生と児童生徒が関わりを持つ時間を設けている。児童生徒について情報共有も行っている。 ・高校生、青年も対象とした個別のケース会等を開催し、関係機関との連携を図った。 ・教育支援センターでは不登校児童生徒や引きこもり者を対象とした県事業の「心のかけ橋事業」を引き続き実施し、たくさんの生徒の参加があり、生徒同士の交流の場となっている。（毎週水・金曜日、学習や調理実習、体験活動など） ・不登校児童生徒への対応として在籍校の開催する会議へ参加し、学習・活動の支援、学校復帰者にかかる様々な配慮に継続して取り組んでいる。 ・3校の中学校へ卒業後の支援を含めた連携会議は年1回開催している。また矢上高校とも連携し、支援の必要な生徒について年2回情報交換を行った。 ・学校への登校が難しい児童生徒について、定期の学校訪問等で情報を共有している。また、教育支援センターで不登校、不登校傾向の児童生徒が学習や活動ができるよう支援体制を整えている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・邑南町教育支援センターを拠点に、支援体制を引き続き整えていきます。 	

⑤ スポーツ、文化芸術活動の振興

各種団体への入会の推進と運営の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・身体・知的・精神障がいの各当事者団体について、手帳所持者に対し情報提供を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手帳交付時に当事者団体等の情報提供をしている。 ・身体障害者福祉協会が独自に作成された会員募集チラシを全戸配布した。
	<ul style="list-style-type: none"> ・会員の要請や必要に応じて適宜支援を行い、運営体制の充実を促進します。また、地域に出かけて相談を受ける戸別訪問相談を充実します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者福祉協会、各支部の総会等に参加し、障がい者福祉についての制度説明等を行っている。 ・会員募集チラシの全戸配布をした。
スタッフの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者スポーツ・レクリエーション活動を普及するための指導員や専門知識を有するスタッフの充実に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・邑智郡障害者スポーツ大会、グラウンドゴルフ大会の運営に際し、従来からスタッフとして参加している。 ・毎年、公民館主催のグラウンドゴルフ大会を開催している。（市木公） ・天候によりグラウンドゴルフ大会が開催出来なくなり、屋内で「クロリティー」「スカットボール」を高齢者と小学生が一緒に行った。（日貴公） ・ゴールボールの指導スタッフ等を充実させるため、講演会や体験会に多くの方に参加いただいている。（生涯学習課）
	<ul style="list-style-type: none"> ・必要となる研修会・会議等への参加により資質向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者福祉協会、各支部の総会等に参加し、障がい者福祉についての制度説明等を行っている。 ・研修会などは地区内全体に広報し、参加を呼びかけている。（市木公） ・研修会、講演会などは公民館利用者、各自治会へ広報し、参加を呼びかけた。（矢上公） ・「スポーツを通して障がいを考えようプログラム」を実施し、パラリンピックアスリート等による講演会を実施した。それにより障がい理解、障がい者理解についての促進を図った。（生涯学習課）
障がい者スポーツへの理解の促進と環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者スポーツへの理解の促進と環境の整備を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴールボールの体験で障がい者スポーツの理解を深めた（阿須那公） ・ゴールボール体験会は公民館でも開催した。（市木公） ・青年団体へゴールボール体験会への参加を呼びかけ、障がい者スポーツへの理解促進を図った。（中野公） ・通学合宿の参加者（小学生）に「ゴールボール」を体験してもらった。（田所公） ・ゴールボールの出前講座の実施や、ゴールボールの日本代表合宿を誘致し選手との交流や講演会等により障がい者スポーツへの理解と促進を図った。（生涯学習課）

	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における事前キャンプ地誘致をめざします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・井原彼岸市において、フィンランドの音楽鑑賞を通じて、フィンランドの歴史と文化に対する知識を深めた。(井原公)(3月18日開催予定) ・フィンランドの遊び(モルック)や料理教室を開いた。(市木公) ・公民館祭りにおいてゴールボール競技の事前キャンプ誘致の説明や、国際交流員ハーヴィスト・アロ氏協力の元フィンランド文化を紹介した。(矢上公) ・フィンランドより国際交流員を任用し、フィンランドゴールボールチーム関係者の方々と、今まで以上にキャンプ地誘致に向けた交渉を図った。(生涯学習課) ・フィンランドに交渉団を派遣し、フィンランドゴールボールチーム関係者の方々と具体的な交渉を行った。(生涯学習課)
--	--	--

⑥生涯学習の推進

生涯学習に取り組みやすい体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習推進計画や人権施策推進基本方針に基づき、障がい者の知識・技術の習得、健康の維持・増進、体力づくり、交流や仲間づくり等を通じた生活の質の向上に向けた、生涯学習活動に取り組みやすい体制づくりを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・H29年度末に向けて、人権施策推進基本方針に基づいた活動について各課の取組状況を把握する予定。(町民課) ・人権講演会において、視覚障がい者と盲導犬の関係や、支援体制について理解を深めた(阿須那公)(3/1のため予定) ・島根県立石見養護学校と四ツ葉の里運営協議会との共催による人権学習講演会を通じて、「視覚障がい者の生活」「視覚障がい者から皆さんへお願いしたいこと」を学習した。(井原公) ・さまざまな今ある差別について学習し、法令を含んだ、昔学んだ知識を現代版に入れ替える研修会を実施(3/8予定)(高原公) ・「スポーツを通して障がいを考えようプログラム」やゴールボール体験会を通して、ゴールボールについての指導者やチーム作りを目指し、町内で多くの方がゴールボールに取り組みめるように努めている。(生涯学習課)
-------------------	--	---

(5) 雇用・就業

①雇用の場の拡大

雇用の場の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用の場の拡大を図るために、ハローワークを中心に、町無料職業相談所、県立石見養護学校、社会福祉施設、共同作業所とのネットワークづくりを行います。 ・地域自立支援協議会就労支援部会を中心に、「雇用促進連絡会」を開催し、企業等の障がい者への理解を深め、障がい者の就労支援を行います。 ・事業主に対して、障がい者の社会的自立に大きな意義をもつ就業について、広報・啓発を行うとともに各種助成制度周知などを行い、障がい者の雇用を促進します。 ・県立石見養護学校が独自で行う就労支援対策に支援を図ります。 ・雇用分野における障がい者に対する差別の禁止や合理的配慮の提供について、周知啓発を図ります。 ・町及び民間事業所において、法定雇用率の達成に向けた取り組みを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援部会で関係機関の連携を図り、雇用促進連絡会の開催につなげることができた。 ・平成28年度、企業等の人材確保を目的に矢上高校、県立石見養護学校、町内進出企業、ハローワーク、町、島根県などで「邑南町進出企業人材確保対策会議」を設置した。平成29年度は会議を4回開催し、今後の方向性を示す「邑南町進出企業人材確保実施計画」を策定し、就労支援対策も実践している。 ・企業等の障がい者への理解を深めることは重要なことからその実施計画に基づき、8月には石見養護学校生徒が進出企業を訪問するツアーを矢上高校と合同で実施した。 ・町内9事業所、ハローワーク川本、大田市障害者就業・生活支援センターの協力のもと、第5回雇用促進連絡会を開催することができた。 ・雇用促進連絡会への参加要請を兼ねて、町内の事業所を訪問に障がい者雇用について啓発している。 ・町社協主催による「あいサポーター研修」を学校や職場において実施している。 ・県立石見養護学校の進路相談会に毎回出席しているほか、個別の相談にも対応している。 ・町「広報おおなん」等を活用し、障がい者に対する差別の禁止や合理的配慮の提供について普及啓発を図った。また、障がい者雇用の促進等の普及啓発を図った。 ・ハローワーク川本から、参加事業所に雇用関係助成金の説明を行っている。
精神障がい者の雇用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用促進法の改正により、法定雇用率の算定対象に今後精神障がい者が追加されることも踏まえ、精神障がい者の雇用促進に向けた取り組みを促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者事業対象者の就労(精神障害)に関して試験的に実施した経緯があるが、本人の意欲等図るのが難しく、継続しての就労には結びついていない。 ・平成29年度の精神障がい者の方の無料紹介所への就労相談は2件で、そのうち仕事へつながったのは1件であった。今後も1人でも多くの方が就労できるような環境づくりに努めていく。

②福祉的就労の底上げ

福祉的就労の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者のニーズや適性に応じた就労の場の確保を図ることや、生活の安定や就労意欲を高めるため施設等との連携、製品の販路拡大のための支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・共同募金活動の募金グッズとして、町内福祉施設の作品を利用している。今後も継続して利用して行く。
優先調達の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者優先調達推進法に基づく調達方針の策定・公表を引き続き推進し、障がい者就労施設等が提供する物品等の需要の増進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年、障害者優先調達推進法に基づき、物品等の調達方針を策定し公表している。 ・障害者就労施設等からの物品や役務の調達について、その目標を達成できない状況である。庁内各課等の意識を高めてもらうことも大切ではあるが、町内事業所においても何が提供できるかを考えてもらいたい。

③総合的な支援施策の推進

就労の継続・安定に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が継続して就労できるよう、就労者企業訪問や職場適応指導の活用、身体障害者相談員・知的障害者相談員との連携を進めます。また、就労に関する相談事業の充実を図ります。 ・自立した生活の場を確保するために、グループホーム等の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用促進連絡会(27名参加)において、参加した障がい者は事業所担当者及びハローワーク川本職員や大田市障害者就業・生活支援センター職員からの説明を熱心に聞いていた。 ・地域自立支援協議会(就労支援部会)の事業により就労相談の充実を目指す。 ・社会福祉法人の努力により、グループホーム等の居住施設が確保されているが、今後も地域移行がすすめられていく中で町として引き続き支援していかなければならない。
就労障がい者のアフターケアの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・職場訪問を充実し、就労障がい者の希望や事業主との意見交換を行い、ソフト面での支援を行います。 ・具体的には、ハローワークや商工会との連携強化や、これらを中心とした相談事業の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者に対する事業展開において、就労できるかできないかは大きな課題であり受け入れていただける事業所への配慮も必要と考える。 ・就労支援部会におけるハローワークや商工会だけではなく、相談支援事業所、町内企業の連携により障害者雇用を促進するとともに、就労後は職場訪問をするなどし就労が継続するようにフォローする。

(6) 保健・医療

①障がいの原因となる疾病等の予防・治療

健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病を予兆の内に発見し、働き盛り世代を対象に早期から生活改善することで生活習慣病の発症を防ぐため、健康診査を受診しやすい体制づくりと保健指導の強化を進めていきます。 出前講座を通じて、セルフケア能力を高めたり、周囲の変化に気付くことができるように情報提供していきます。 心の健康相談や相談支援事業所等、相談窓口を広く周知し、心の健康づくりを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病を早期に発見することを目的とした特定健診について集団健診（9日間、8会場、夕方健診も実施）に加え、人間ドック、土曜日健診が受けられる町内医療機関での個別健診を実施。各個人の状況に合わせた受診しやすい体制づくりを推進している。 特定健診の結果、生活習慣の予兆が疑われる方には、特定保健指導を実施している。実施方法は地区担当保健師による個別訪問を中心に、保健事業の情報提供も行い、より多くの方が生活改善に結びつくことを目的に取り組みを行っている。 健診の結果、糖尿病や慢性腎臓病のハイリスク者に対しては、予防と管理を目的に、病態別教室の参加勧奨や個別訪問を行い重症化予防を図っている。 町内医療機関との連携については毎年、生活習慣病予防検討会を開催し、町の実態や保健事業の取り組みを報告し対策について検討をしている。（今年度は3月予定）併せて医療機関訪問を行い、情報交換を行っている。 出前講座に心の健康づくりメニューを入れ情報提供をすすめたが1回25人と昨年より利用が進まなかった。広報誌や職域健診等の場を活用する等継続して啓発に取り組む。 新規の精神通院受給者証取得者についての情報提供のあり方を再検討した。（地域） 町内の相談機関一覧表を関係機関へ配布し、情報提供の依頼を行った。働き盛り世代に情報を届けるために事業所訪問や事業所健診の場で簡易版のチラシを配布したり、事業所健診ではDVDで相談の必要性について情報提供した。商工会の協力で、便りに相談窓口について掲載した。今後も目に留まる周知方法を工夫し、必要な方に情報が届くよう働きかける必要がある。（保健課）
乳幼児健康診査・相談・訪問の充実	<ul style="list-style-type: none"> 疾患や障がいのスクリーニングだけでなく、発達を育む視点で関わり、特に保護者が感じる「育てにくさ」に寄り添い、その要因を見極め、必要時には早期支援につながるよう相談・訪問等を行いながら、保護者との関係づくりを強化します。また、その支援の充実のために関係機関との連携を強化します。 	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠届出時からの切れ間のない支援をめざし、子育て世代包括支援センターを「まるごと相談室」として設置した。 妊婦やその家族を対象に両親学級を行い、妊娠中の食・生活習慣が産後の子育てにつながることや健康管理の情報提供を行っている。必要な方は継続して訪問等を行っている。 出生後は保健師による乳児全戸訪問をできるだけ早期に実施し、育児不安の軽減に努めるとともに、発育、発達の確認を行っている。 ハイリスク妊婦や新生児に対して、県内については保健所や医療機関との連携体制が整備されており、必要時対応している。県外については対象者があった時点で医療機関へ連絡・訪問し、連携を図っている。今年度より「産婦健診」がスタートした事で、県内外の医療機関との連携が強化された。 乳幼児に対しては、各年齢で健診・相談・教室を実施し、心身ともに健やかな育ちを支援するとともに病気の予防・早期発見を行っている。 支援が必要な場合は、医療機関や特別支援連携協議会・自立支援協議会関係者が連携し支援体制の整備・充実に努めている。 障がいの原因となる疾病等の適切な予防及び、早期発見、治療の推進を図るために、妊産婦の健康教育や健康相談、乳幼児を対象とした健康診査・育児相談などの充実を図る。また、継続的に状況把握を行い、必要時には関係機関と連絡をとりながら親子が安心して地域で暮らせる環境づくりに取り組む。
確実な治療の継続	<ul style="list-style-type: none"> 保健・医療サービス等に関する適切な情報提供に努め、専門機関に相談したり、治療を受けやすくする環境づくりに取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援連携協議会、自立支援協議会の担当・関係課である福祉課、学校教育課、保健課の担当者で子ども達への切れ間のない支援の方向性について協議し連携を図っている。 専門機関での治療等サービスを受けているケースについては、相談支援ファイルを活用し、家族、関係者により定期的に情報共有を図り、治療の継続を支援している。

②障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実

相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 専門の医療機関が遠方のため、県央保健所で実施している難病相談や心の健康相談、町で実施している臨床心理士による心の健康相談など専門相談を活用し、充実していきます。 患者会や家族会などの支援を行い、住みやすい地域になるよう環境づくりに取り組みます。相談支援事業所と連携しながら個別支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 県央保健所と連携した心の健康相談を7回実施した。臨床心理士による相談は昨年同様6回実施した。臨床心理士の相談は、関係機関との連携もあり、子育て世代や働き盛り世代も含め多くの方に利用されている。一方精神科医の相談は、利用が少ない状況である。今後より関係機関と連携し必要な方が相談につながるよう働きかけていく必要がある。また必要な方の目に留まるような情報提供も継続して行っていく必要がある。 患者会、家族会については広報や無線等で周知したり、地区担当保健師から必要な方に情報提供を行っている。難病や失語症等に関する患者会は大田市で開催されることが多く参加しにくいという声を受けて、今年度は邑南町でもサロンを開催してもらった。引き続き身近な場で集える機会が増えるよう、保健所と連携していく必要がある。精神家族会についても引き続き相談支援事業所と連携し支援していく。
リハビリテーション・療育体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> 障がいの悪化防止や再発防止のため医療機関や関係機関と連携し、継続してリハビリや療育が受けられるよう支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> 障がいの悪化防止や再発防止のために、相談支援事業所の相談支援専門員により定期的にモニタリングを行い、適切にリハビリや療育を受けることができるように支援している。

③精神保健・医療施策の推進

精神保健施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 保健活動を通じてニーズ把握を行い、組織活動を推進するとともに、タイムリーな個別支援を実施します。 新たな課題や体制の推進について、相談支援部会や自死対策実務者会議等で検討し、内容を充実します。 	<ul style="list-style-type: none"> 地区担当保健師を主に、関係機関と連携してタイムリーな支援が出来るよう心がけている。必要に応じてケース検討を行っている。保健活動を通じて地域の情報やニーズ等把握できるように努めている。 相談支援部会が定期的開催されることにより、関係機関から地域の課題や支援体制等についての問題提起や意見交換が活発になっている。支援体制の充実に向けて、今後も引き続き実施していく必要がある。
退院促進に関わる医療・保健・福祉の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関や保健所、相談支援事業所等、保健・福祉との連携をより強化し、入院中からケース検討を行うなど、地域の受け皿づくりを図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関や、県央保健所等関係機関と連携し、入院中からのケース検討等引き続き行っていく必要がある。また相談支援事業所と連携を図りながら生活支援を継続する。 地域の受け皿づくりを図っていくために、関係機関との諸会議等の中で課題や推進体制について引き続き検討していく必要がある。

④難病等に関する施策の推進

対象疾病に関する周知	<ul style="list-style-type: none"> 障害者総合支援法において障害福祉サービス等の対象に難病等の疾病が含まれることや、新たに対象となった疾病等について、制度の周知を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健所、福祉課、サービス支援事業所と連携し、必要に応じて情報提供を行っている。
	<ul style="list-style-type: none"> 適正なサービスが受けられるように、県央保健所や関係機関と連携して支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> 必要な方が適正なサービスを受けられるように、保健所と連携して情報把握や情報提供を行っている。また年1回保健所と連絡会を行っている。

⑤ 専門職種の養成・確保

専門職員の資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> 高次脳機能障害や社会的ひきこもりなど、新たな課題について現状を把握し、スタッフ向け研修会や関係機関とのケース検討を実施するなど、専門職員の資質の向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 専門機関が開催する研修会等に参加している。相談支援部会（年6回開催）等で情報共有を図っている。 県央保健所や発達障害者支援センター等専門機関が開催する研修に積極的に参加したり、関係機関とケース検討を行う等して資質の向上に努めている。 高次脳機能障害、社会的ひきこもりなど、新たな課題について現状を把握し、スタッフ向け研修会を実施するなど、専門職員の資質の向上を図る。
------------	--	---

(7) 情報・コミュニケーション

① 情報バリアフリー化の促進

IT利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 障がいの種別に応じて、情報の入手や意思疎通に有効なサポート機器の給付や貸与を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報・通信支援用具を日常生活用具給付事業対象用具としており、申請により給付している。
活用しやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> パソコン教室の開催、島根県西部視聴覚障害者情報センターが実施している教室のPRや、ボランティアの活用を促進します。また、情報機器の貸与・給付事業を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援事業により生活訓練としてパソコン教室を開催した。（邑智福祉振興会へ委託） 島根県西部視聴覚障害者情報センターと連携し、元気館で開催された人権講演会において磁気ループを設置して難聴者の情報保障に努めた。
ケーブルテレビの活用	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線に加え、ケーブルテレビのデータ放送、行政文字放送を活用し、障がいの種別に対応した情報伝達に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 難視聴地域の対策として光ケーブルを利用したケーブルテレビ、高速インターネット網の構築がされている。 安心して視聴できるように利用料の軽減措置としてNHK受信料減免に準じた制度の運用をしている。 ICTの利活用の検討を進めていく。

② 情報提供の充実

情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> 視覚、聴覚障がいの種別に対応したわかりやすい情報提供に努めるとともに、高速インターネットなど多様な情報メディアの活用を推進します。 ケーブルテレビのコミュニティチャンネルや町ホームページにおいて、だれもがわかりやすい情報発信に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ケーブルテレビのコミュニティチャンネルの静止画文字放送においては、音声を付けるなど視覚障がい者や聴覚障がい者にやさしい取り組みをしている。 町ホームページはアクセシビリティAA準拠した見やすく情報が伝わりやすいホームページに改修していきます。 今後、コミュニティチャンネルの放送については、わかりやすく必要とされる番組を制作していきます。
---------	---	---

③ コミュニケーション支援体制の充実

コミュニケーションの確保	<ul style="list-style-type: none"> コミュニケーション支援を必要とする視聴覚障がい者に対する手話通訳者、要約筆記者及び点訳・朗読ボランティア等の養成・確保を推進します。 手話、要約筆記及び点訳・朗読等を行うボランティア団体の活動拡充に向けて、支援を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 要約筆記奉仕員登録者が県聴覚障害者情報センター主催の要約筆記スキルアップ研修へ参加している。 点訳、朗読奉仕員養成講習会の受講生募集について、町広報紙へ掲載する予定。 要約筆記・手話・点訳ボランティア団体に対して、活動の拡充を図っていただくため支援している。 月2回、障害者支援ボランティアグループ「のぎくの会」が取り組む聴覚障害者交流活動を支援している。 コミュニケーション支援の要請があれば対応している。
--------------	---	--

(8) 行政サービス等における配慮

① 行政機関等における配慮

行政職員における障がい者理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> 事務・事業の実施にあたって、障害者差別解消法に基づき、障がい者が必要とする場合に、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行います。 窓口等における障がい者への配慮の徹底を図るため、必要な研修等を実施します。 行政に関する情報提供にあたっては、だれもがわかりやすい情報発信に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 邑南町における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を制定し、平成28年4月1日から施行している。 職員への意識づけについて、今後更に努めていく。 平成28年4月から障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が施行され、行政には「不当な差別的取扱いをしてはならない」と「合理的配慮をしなければならないこと」が法的義務として明記されています。以下の点を意識し合理的配慮を実施しています。 <ol style="list-style-type: none"> 本人や保護者・介助者から、必要な配慮に関する意思表示をすること 学校や企業、行政などがどんな配慮ができるか検討し、本人と話し合うこと どんな場面でどんな配慮ができるか、お互いに合意したうえで実施すること 配慮を実施したあとも、定期的にその内容や程度について見直し・改善をすること 職員研修の一環として、全職員に対し障害者差別解消法についてとあいサポート研修を2回開催した。 全職員受講を目標に毎年1回程度あいサポート研修を実施する。このことにより、職員の障がいに関する知識や理解不足、偏見による障がい者への差別の防止に努めます。 合理的な配慮という言葉に対して誤解が生じないように、下記の状況を十分に考慮する必要があることを接客の上で十分注意して発言することが必要であることを学ばせました。 <ol style="list-style-type: none"> 事務・事業活動への影響の程度(事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か) 実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約) 費用・負担の程度 事務・事業規模 財政・財務状況 ※ただし、「過重な負担」を理由として配慮を断る場合は、配慮を求めた本人にその理由を説明する義務があります。 町民への配布物において、色使いに気をつけるように指摘もあり、今後も視覚障がいのある方に配慮した印刷物となるよう努めていく必要がある。 合理的配慮の提供については、障がい者一人一人の状況や必要に応じた変更・調整などを、お金や労力等の負担が掛かりすぎない範囲で行うこととします。 書類にルビをふる。分かりやすい言葉、拡大文字で説明した書類を用意する。 行政無線放送等では、ゆっくり丁寧に、繰返し説明内容が理解されていることを確認しながら可能な限り詳しく発信する。 昨年度より、広報紙が読みやすくなるよう見やすいフォントを使用している。
-------------------	---	--

② 選挙における配慮

選挙における配慮	<ul style="list-style-type: none"> 点字やインターネットを通じて候補者情報を提供するなど、障がい特性に応じた選挙に関する情報提供の充実に努めます。 移動に困難を抱える障がい者に配慮した投票所のバリアフリー化や障害者の利用に配慮した投票設備の設置等により、投票所における投票環境の向上に努めるとともに、判断能力が不十分な障がい者が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 各投票所に点字用の氏名掲示、投票用紙、点字器を用意。 郵便による投票及び代理投票制度の周知に努めた（無線放送、投票所での掲示）。 投票所のスロープ設置、車いすの用意等の配慮に努めた。 投票所では、歩行が困難な方等の対応ができるよう投票所の人員を確保し、また、土足で歩けるようにする工夫をした投票所もあった。また、投票管理者説明会にて代理投票制度について説明し、投票所における代理投票制度が円滑に行われるよう指導をした。
----------	---	--

・指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障がい者の投票機会の確保に努めます。

が、障がい者には投票機会の確保が難しい。

子ども・子育て支援事業計画の進捗状況・評価

資料A-4

計画の項目	担当課名	H29年度の進捗状況・評価	目標（H27～31年度）
第4章 施策の展開			
1 子どもと子育てを支える地域づくり			
(1) 子育てに向けた地域の意識づくり			
男女共同参画に関する啓発	町民課	<ul style="list-style-type: none"> 町内各世代の女性10名で構成された女性会議を3回開催し、女性の労働、子どもの教育等について20代から70代の幅広い年代の方の意見を徴収することができた。また、町長への提言や、意見交換もすることができ、女性の声を町長へ伝えることができた。 町内の福祉施設の事務局長が集まる調整会議において男女共同参画計画について説明し、協力をお願いした。また、その後の意見交換において育児休暇等についての現場の意見を聞くことができた。 第2次男女共同参画計画ダイジェスト版を作成し、各世帯に配布した。 平成30年3月20日に男女共同参画講座を開催予定。 	ダイジェスト版を活用し、啓発活動を実施します。
子どもの権利に関する啓発	福祉課	ポスター掲示を計画どおり実施した。	5月の児童福祉週間等を活用して、町広報誌などでの啓発活動を行います。
(2) 子育て支援の地域づくり			
子育てサポーターの養成	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> 阿須那公民館では、春に「山菜採り」、夏は「竹細工づくり」をして、子どもたちに故郷の自然を体感できるように、地域で新たなサポーターを発掘した。（阿須那公） 市木公民館では昨年度に引き続き、地域学校事業として「川遊び」をテーマに、子ども達に自然体験活動をさせている。（市木公） 地域学校の委員で地域学校の企画・運営を行うことで、知識などを養った。（布施） みんなの学校映画上映会の会場で、高原小学校奉仕作業に、地域の皆さんの参加や、地域全体で学校を、子どもの成長を見守り支援していくよう呼びかけた。（高原公） みんなの学校映画上映会終了後のアンケートで、地域の子も達へ伝えたいことやあなたができることの設問に対して回答があった方と、保育園、学校をつなぎ、接点を作ることができた。（高原公） 子どもとその家族対象だった事業を、制限をなくし参加を募った結果、得意なことだから参加してみたいと問い合わせがあり新たな人脈を作ることができた。（高原公） 瑞穂中学校、矢上高校吹奏楽部が出演するコンサートでは、小学校、保育園へはるポスターに地元の部員の写真を取り込み、知っているお兄さんやお姉さんが出演することを知らせて、そのコンサートがより身近なものだと感じてもらった。（高原公） 通学合宿では、4軒の地域のお宅へ別れて宿泊した。公民館へ宿泊する時には地域の人に協力してもらいサポーターとしていっしょに宿泊してもらった。（高原公、布施公） 	サポーター養成につながる子育て講座（講演会）を各公民館1回以上開催します。
(3) 安全・安心のまちづくり			
「子ども110番の家」等緊急避難場所の設置	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 各小学校において子ども110番の家としてお願いしている家や事業所がある。子ども110番の家を設置していることで、登下校中の子どもたちの安全確保や事件や事故の防止、抑制につながっている。 しかし、登録件数は増えておらず、広報の充実を図り取り組みを強化する必要がある。 	子ども110番の家への登録件数増加をめざします。
防犯教室、交通安全教室の開催	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> GAP（子どもへの暴力防止）研修を実施する学校はなかったものの、各学校において、交通安全教室、防犯教室など児童生徒への安全教育を行うとともに、通学路の点検など安全な学校環境を作るための取組を継続して実施した。子どもの安全確保に向けた取組を学校だけではなく、地域を巻き込んで取り組んでおり、引き続き地域全体で子どもを見守る環境を整えていきたい。 	各研修の年2回以上の実施をめざします。
子どもの安全対策活動の開催	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 各学区において子ども安全センター支部を組織（事務局は各学校）し、青色防犯パトロールなど子どもの安全確保に向けた取り組みを実施した。 登録台数 96台 平成29年度 講習会 1回実施（7月） 各学区で青色防犯パトロール隊を組織し活動することで、子どもが犯罪等に巻き込まれることの未然防止につながっている。また、パトロール等を通じて情報収集された通学路の危険箇所、対策の必要などについて、邑南町交通安全対策協議会通学路安全推進部会において検討、関係機関への動き掛けなどを行い、体制作りに取り組んだ。今後も継続して行っていく必要がある。 	青色防犯パトロール登録車両 現状101台 目標110台
2 いきいき子育てできるまちづくり			
(1) 妊娠からの支援体制の整備			
両親学級への初妊婦の参加率	保健課	<ul style="list-style-type: none"> 初妊婦の教室参加率は、平成28年度実績は、47.5%と前年度より増加。今年度の参加率は11月時点では50.0%と若干増加している。特に初妊婦については、電話勧奨もしている。不参加であっても状況把握や保健師とのつながりを作るようにし、出産後も相談しやすい関係づくりとしている。 今年度も引き続き家族で子育てについて考える場にとともに、参加者同士が交流でき、仲間づくりができるよう意識した。 	初妊婦の教室参加率 6割
妊婦一般健康診査受診回数	保健課	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省が望ましいと考える13～14回の検診を受診している妊婦の割合は、平成27年度母子保健健康手帳発行者の48.9%と前年度より減少している。これは、正産だが、予定日より2週間程度早く出産する方が多かったためと思われる。 今後定期的に受診ができるよう妊娠届時や必要者には、随時勧奨していききたい。また、妊娠期の健康管理についても個別対応の参考にしていききたい。 	妊婦健診の受診回数が13～14回以上の妊婦の割合 8割
乳児全戸訪問実施率	保健課	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度の訪問実施率は98.1%で、各地区担当保健師がほぼ全数実施した。当町で訪問できなかった1件については、長期里帰りのため、里帰り先の自治体へ訪問依頼し、当町では4か月健診時に状況把握を行った。体重や授乳で不安が強くなる退院後から生後1か月までの訪問を実施するようしており、12月時点では58.5%に訪問できた。（平成28年度は51.0%）里帰りの方等には早めに電話連絡し、町外訪問依頼をするなどしていき。早期からの関わりにより一層信頼関係を築くためにも、今後できるだけ早期に訪問するようしたい。 	訪問実施率 100%
周産期医療体制の整備	保健課	<ul style="list-style-type: none"> 県央保健所において、大田圏域周産期保健医療検討会が開催され参加。 医療機関との連携については、産婦健診を実施することで、より医療機関との連携が出来るようになってきている。また、連携が必要な妊婦の情報共有ができており、妊娠からの切れ目ない支援ができるようになった。今後も継続して切れ目のない支援を継続していき。 	周産期医療についての検討を行います。
(2) 子どもの健康の維持			
乳幼児健康診査精密検査受診率	保健課	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度受診率は、1歳6か月児・3歳児については100%だったが、4か月児・乳児健診については50%、4歳児健診については75.0%に留まっている。 今後引き続き受診勧奨を行い、早期受診につなげたい。 	乳幼児健康診査、精密検査受診率 目標 全年齢 100%
フッ素洗口の実施	保健課	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度の実施状況は98.9%で、昨年度に比較して若干実施率が減少した。 幼児健診や各保育所・学校での歯科指導の中で、歯科予防の意識啓発に併せてフッ素洗口の効果等について情報提供を行っており、今年度も継続し実施している。 	フッ素洗口の実施率 現状 99.4% 目標 100%
3歳児検診1人平均のむし歯数	保健課	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度の一人平均むし歯数は0.14本と、近年に比較し減少した。 健診での歯科指導や、各保育所で歯科教室を行い28回649名の園児や保護者、保育士へ年間を通して指導を行っている。乳歯のむし歯予防や早期治療にむすびつくよう、今年度も継続して実施している。 	3歳児検診1人平均のむし歯数 目標 0.30本
12歳児の一人平均のむし歯数	保健課	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度の一人平均むし歯数は0.42本と、県内の他町村と比べて低い状態ではあるが、近年増加傾向である。 小中学校において年間25回564名の児童や保護者に指導を行い、今年度も継続している。 むし歯のある児童の家庭に対し、早期治療に結びつくよう保育所、学校と連携して取り組んでいる。 	12歳児の1人平均のむし歯数 目標 0.41本
(3) 家庭における子育ての支援			
地域子育て支援センター事業	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 東光保育園内にある瑞穂子育て支援センター、東保育所内にある石見子育て支援センターにて事業を実施している。平日に1日5時間開設し、子育て家庭の交流の場の提供、子育てについての相談、定期的な子育てに関する講座の開催をし、子育て家庭交流の拠点としての役割を果たしている。 	事業の継続実施
子育て講座の実施	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 町内保育所（園）、子育て支援センターで子育て講座を開催している。親子クッキング（離乳食教室）、歯の健康教室などの内容で開かれている。 	子育て支援センター、保育施設が実施している子育て講座を継続
仕上げ磨きをする親の割合	保健課	平成28年度の実施状況は、「毎日仕上げ磨きをする」親の割合が1歳6か月児健診88.0%、3歳児健診で73.0%で目標値は達成していない状況。引き続き保護者への指導をおこなっていききたい。	90%

朝食に野菜を食べている幼児の割合	保健課	・平成28年度健診時の調査では、朝食に野菜ありが55.3%。主食のみが17.4%。蛋白質ありが74.6%だった。朝食を食べている子どもがほとんどだが、内容に課題がある。健診や保育所など関係機関と連携して教室などで、情報提供など啓発していく。	60%
学校保健委員会を開催している学校の割合	学校教育課	・小学校8校中7校、中学校全3校において毎年1回実施している（90.9%）。	100%
母子保健検討会の開催	保健課	・毎年1回実施しており、今年度は2月28日に開催予定。 ・関係機関が一同に会し、母子保健に係る課題や日頃の取り組みを共有し、来年度の活動に活かしている。	年1回開催
学校の分煙状況	学校教育課	・平成28年4月から、全小中学校（小学校8校、中学校3校）で敷地内禁煙を実施している（100%）。	学校の敷地内禁煙100%
家庭教育に関する学習機会の充実	生涯学習課	・家庭教育支援として、県が推奨する「親学プログラム」を実施した。 保育研究会連合保護者会研修会 1 町PTA連合研修会 1 小学校保護者会 1（予定） ・養成講座を実施し、新規の親学ファシリテーター養成を行った。 講座回数 5 新規親学ファシリテーター 20名	家庭教育学級・講座の開催（公民館単位で年1回以上） 小中学校PTAとの共催による講演会・学習会の開催（年3回3会場）
ブックスタート事業	生涯学習課	・100%手渡すことができた。子どもの成長に合わせて本の紹介ができ、親子読書の大切さを伝えることができた。今後も保育所、読書ボランティアと連携し読書普及に努める。（図書館）	4か月健診時、1歳6か月健診時、3歳児健診時の各時期に実施します。
(4) 仕事と子育ての両立支援の充実			
就職相談会の実施	福祉課	・邑南町無料職業紹介所の出張相談が実施されている。 ・また、母子家庭等就業相談で県母子家庭福祉連合会の就業相談員と共に対応している。	ハローワークと連携し6回 就職相談員との連携を保ち、情報収集に努めます。
男女別育児休業取得率	福祉課	町内企業17社に調査を依頼し13社から回答があり、集計した結果 ・平成29年の取得率は男性10% 女性96%。	男性10% 女性100%
一般事業主行動計画策定の呼びかけ	福祉課	・町の後期行動計画の中で呼びかけることに留まっている。	従業員100人以下の一般事業主へ広報等により計画の策定を呼びかけます。
3 子どもがすくすく育つまちづくり			
(1) 生きる力を育む環境づくり			
地域子ども教室の推進	生涯学習課	・阿須那公民館では、春に「山菜採り」、夏は「竹細工づくり」をして、子どもたちに故郷の自然を体感できるように、地域で新たなサポーターを募集した。（阿須那公） ・井原つながるプロジェクト事業「竹灯籠づくり」を実施した。（井原公） ・久喜大林銀山の学習2回（田所・出羽公） ・鱒淵カブの学習2回（田所・出羽公）	月に1回 公民館と連携し、子どもの居場所づくりに努めます。
ふるさと学習の推進	生涯学習課	・竹細工で箸と器を作成した（阿須那公） ・公民館の長い廊下に「三江線駅名」の写真を並べ、全線開通時の昔の話を聞き、三江線をイメージしたドミノ倒しをした。（阿須那公） ・石見東小学校児童を対象に実施。（井原公、中野公） ①田んぼの生き物調査3回 ②東明寺山登山事前学習1回 ③稲作体験3回 ・市木小学校とコラボレーションし、市木観光スタンプラリー大会を実施。（市木公） ・夏休みに地域の伝説を題材にした紙芝居づくり。（市木公） ・地域の人材を講師とし、地域の歴史、文化の学習や郷土料理「まき」「角すし」作りを体験する事業を実施し、郷土愛の向上を図った（中野公） ・ミツマタ、コウゾウ、カンピを採りに行き、それらの材料を使用した紙すき体験を年1回実施（日貴公） ・町指定文化財の隣屋での田舎裏体験を年1回実施（日貴公） ・そば作り体験年2回実施（日貴公）・お米作り体験年2回実施（日貴公） ・矢上小学生を対象に矢上高校体験を開催（矢上公） ・矢上小学生を対象に米づくり（田植え、稲刈り、稲こぎ、餅つき）体験を開催（矢上公） ・矢上小学生を対象に原山登山を開催（矢上公） ・地域の方と交流がある事業や地域を体験する事業を実施（布施公） ①親子で釣り（高原公合同）②世代間交流ゲートボール③2泊3日通学合宿（高原公合同） ④銭湯冬季オリンピック（布施公） ⑤山菜採りにいこう（布施公） ⑥つるし柿をつくろう（布施公） ⑦デイキャンプをしよう（布施公） ⑧ソリをつくろう（布施公） ・そば打ち体験の実施。（日和公）・日和グルメ作り体験の実施。（日和公） ・3泊4日の通学合宿（田所・出羽公）・山菜採り（田所・出羽公）・地域のお宝めぐり（田所・出羽公） ・しめ縄づくり（高原小共催）・三瓶自然館天文台望遠鏡観察（高原公）・カブトムシ観察会（高原公）・高野山、龍岩神社めぐり（布施、高原公）	各公民館及び小中学校が連携した総合学習の取り組みを小中学校11校で実施します。
(2) すべての子どもが健やかに育つ環境づくり			
スクールカウンセラーの配置	学校教育課	・各中学校に1名ずつ3名を配置、瑞穂小学校に1名、今年度より矢上小学校に1名配置した。中学校区内の小学校からの要望にそれぞれ対応し、瑞穂地域の小学校については瑞小配置のSCで対応した。 ・中学校単位で、不安や問題をかかえる子どもや保護者に対し、相談を実施した。また時間内で、必要に応じて小学校へも派遣を行い、児童生徒・保護者のカウンセリング等に各学校で活用された。必要に応じて、児童生徒のケース会議にも参加し、支援について関係機関と協議できた。 ・未配置校の小学校においても該当校区の中学校から派遣し個別の事案に対応し、町内11小中学校に対応できた。SCが関わることで、より高い専門性を要する事案にも対応できている。	各中学校へ3名のスクールカウンセラー配置 1小学校へ1名のスクールカウンセラー配置
コーディネート機能の整備	学校教育課	・特別支援教育連携協議会総会と研修会を開催し、各関係機関の相互理解と情報交換を行った。 ・特別支援教育コーディネーターの研修会を8月に開催し、各学校の特別支援教育体制の取組や特別支援教育コーディネーターとしての役割を再確認した。また石見養護学校主催の連絡会や学習会など積極的に参加するよう周知している。 ・町内の小中学校支援員を対象とした研修会を年1回（8月）開催した。疑似体験を通して、支援のあり方を学んだ。 ・支援本部会議は必要に応じて個別ケースの検討会を開催した。支援本部実務者会が中心となって総会や各役割での研修会などを重ねてきたことや児童生徒への支援会議を開催し、情報を共有している。	特別支援連携協議会総会 年1回 特別支援連携協議会研修会 年1回 小中学校特別支援コーディネーター研修会 年1回 町内小中学校支援員研修会 年1回 支援本部会議 必要に応じて随時
児童虐待防止ネットワークの活動強化	福祉課	・2月8日に島根県立大学保育学科の准教授を招き、虐待予防の研修「子どものこころを考える会」を実施した。学校、保育所、児童クラブ、子育てボランティアなどの子育て支援関係機関、団体に参加を呼びかけ、44名の参加があった。	年1回以上の研修会を開催
(3) 食育活動の展開			
邑南町食育推進計画	生涯学習課	・「公民館に泊まろう」で、JA女性部の協力により地元素材を使った献立をたててもらい、参加児童と一緒に夕食を食べながら地産地消の取り組みの話聞いた（阿須那公）	年1回以上の研修会を開催
(4) 次代を担う子どもの育成			
人権・同和教育学習会の開催	生涯学習課	・小中学校ともPTA対象の人権・同和教育学習会を開催した。11校 ・人権・同和教育学社連携啓発教材を活用した学習会を開催 ・石見東小学校児童を対象に、ハーモニカ演奏鑑賞会を通じて、障がいのある人の人権（視覚）について学習した。（井原公、中野公） ・人権・同和教育研修会を日貴小学校PTAと合同で開催した。（1回）（日貴公） ・3/8予定「今ある差別」と差別解消に向けた世の中の流れを知ろう（高原公）	人権・同和教育推進協議会と各小学校PTA等との連携により小中学校11校で年1回以上実施します。
小・中学生及び高校生と乳幼児の交流活動	学校教育課	・継続した取り組みとして各校で地域の状況に応じて保育所・園訪問を実施し、幼児との交流会を計画し、実施した。	年間に各小学校で1回程度、各中学校で1回程度
邑南町性教育カリキュラムの作成	学校教育課	・成長段階に応じた性教育総合計画を策定し、小学校から中学校までの一貫した性教育を継続して取り組んでいる。 ・その一環として、中学2・3年生を対象に、専門家を講師に招いて「性・命・人権教育講演会」を毎年1回開催している。平成29年度は、9月26日に実施した。通常の授業では触れることができない身近な「性」の話を知ること、中学生なりに問題意識を持ち真剣に考えることができた。	年に1回の全体講演会を実施

	H29 方向性	H29実施状況	H30方向性
(1) 住民主体の地区ごとの健康づくりの推進			
●地区ごとの健康づくり活動の推進			
・自治会づくりの推進	主体的な活動を支援していく。	矢上地区いわみ中央自治会をモデル地区として、各集落ごとに健康づくりについての情報提供を行った。情報提供を行うことについては、高齢になってきており、地域から内容の要望も出るようになってきた。自治会役員会前や集金常会前にラジオ体操を実施してられるが、より主体的な活動になるよう十分な関わりが出来なかった。	継続して情報提供ができるように石見中央自治会と連携していく。
	受診勧奨を中心に活動してもらう。継続して効果的な受診勧奨について検討する。また会議の効果的なあり方について検討する。	引き続き地域での受診勧奨につながるように健診の大切さを伝える場として、4月に会議を開催し、74.3%の参加があった。また、受診勧奨しやすいよう一層チラシ等の工夫をした。	受診勧奨を中心に活動してもらう。継続して効果的な受診勧奨につながるよう、効果的な時期に会議を開催する。
・生活に身近な場での保健事業の推進	・地域部会と連携して進めていく。	地域部会では「ラジオ体操の推進」「たばこ対策」を今年度の取り組みテーマと決め、それぞれの所属組織でできる取り組みを行った。出前講座の活用については自治会や集落からの要望は少ない状況。ささえあいミニディサービスや認知症予防教室、地域運動教室など、それぞれの活動を関係機関と連携しながら支援した。	地域部会と連携して進めていく。

(4) 多様な実施主体における効果的な連携と体制づくりの推進			
●地域、学校、職域と連携した町民運動の推進			
・他分野との連携強化と体制づくりの推進			
健康長寿おおなん推進会議	・健康増進計画の見直しに併せて、健康づくりをより推進するための、関係団体の連携についても検討する。	・今年度から新しい委員による取り組みがスタートすることから、皆さんが主体となって健康づくりに取り組む必要性、つながりが強い地域は健康度が高いというソーシャルキャピタルの考え方について啓発した。 ・部会活動を受け、少しずつ自分の部署での取り組みに広がりつつある。	・委員の責務ではなく、委員自身が楽しみながら健康づくりに取り組めるような雰囲気づくりをする。
職域部会	・職域部会の立ち上げは見送り、各事業所での取り組みが充実するように連携を図る。	・働き盛り部会の中で、各職場の課題や取り組みを情報共有しながら、自分の部署医における取り組みの参考にしている。 ・事業所訪問を行い、出前講座等の保健事業をPRし、それを活用して職場の健康づくりが進むような働きかけをおこなった。 ・各職場共通の課題である、心の健康づくり研修会を行った。	・各職場における健康づくりの取り組みが進むよう支援する ・職場のコミュニケーションや環境づくりの取り組みを進める。
母子保健検討会(歯科保健検討会)	・引き続き開催	・食・生活習慣・歯科について、保育所、学校、他関係機関が一同に会し、今年度の取り組みや課題を共有し、次年度に向けた効果的な連携や活動につながるよう2/28に開催する予定。 ・食育研修会は幼児食をテーマにした研修会を行い、今後、保護者支援に各所属で役立ててもらうとともに、母子保健検討会の内容にも活かしていく。	・引き続き開催
自死対策評価委員会	・今後も継続して開催し、関係機関と連携した取り組みとなるよう働きかけていく。	今年度は、邑南町自死対策計画の策定に向け、地域の状況把握(職場訪問での聞きとり、研修会でのアンケートなど)や、今までの自死対策・精神保健対策の見直しを行った。	・H30年度中に策定が義務づけられた自死対策計画について、関係機関の協力を得ながら検討していく。
●保健と医療、介護、福祉と連携した取り組みの推進			
・包括的ケア体制づくりの推進	・左記システム図に基づいて、課題の整理・検討・施策化に向けて取り組み、本当に機能するシステムに修正していく。	県央保健所、社協・包括・保健課と地域部会を月1回、支え合いチームを年2回開催した。今年度は医療・介護のアンケートを行い、課題の洗い出しを行った。ケアマネとの連携・入退院における連携の部分で不満があることがわかった。既存の会議でどこまで歩みよれるか整理が必要である。地域包括ケアシステム構築のためのロードマップ作成に取り組み、町としての方針を整理して取り組むことになった。	医療介護連携のための場を設定し課題の検討、施策化について検討する。新規に取り組む集いの場と運動教室の連携について検討する。
・介護予防の推進	・社協・福祉課・保健課が連携し、各ボランティアが活動しやすい体制づくりに取り組む。	・研修活動を関係者と協力して年6回開催した。また地区活動推進するため、了解を得た人へ名簿を送付した。・研修会は実施したが新たな活動の場の拡大にはつながっていない。ボランティア研修と活動体制づくりを進める。	・活動に役立つ研修会の開催とサービス体制の充実 ・第2層のコーディネーター、ボランティア、関係者等会の運営について話し合い、活動の場の拡大を図る。 ・健康意識を高め、健診受診の声掛けをお願いする。

【子どもの健康づくり】

	H29 方向性	H29 実施状況	H30 方向性
(2) 生涯を通じた健康づくりの推進			
① 将来を担う子どもや若者の健康づくりの推進			
●規則正しい生活習慣づくりの推進			
<ul style="list-style-type: none"> ・規則正しい生活習慣の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も関係機関と連携し継続した取り組み ・学校保健委員会への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども部会の取り組みとして、朝食をテーマに高原小学校にて啓発活動を実施した。高原小学校の学校保健委員会の一環として連携して取り組むことができた。 ・各学校においては、「チャレンジカード」を活用して取り組みを行っている。 ・学校保健委員会を開催された瑞穂中学校・羽須美中学校へ参加した。学校によって取り組みやすい委員会活動を企画実施されているが、全ての学校での実施は難しい状況。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も関係機関と連携し継続した取り組み ・学校保健委員会への参加、協力。
●規則正しい食習慣づくりの推進			
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭への啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携した取り組みを継続 ・食育研修会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所、学校と連携し、食に関する教室やクッキングを通して子どもや保護者へ情報提供・啓発を行った。 ・幼児食をテーマにした食育研修会を開催し、保育所スタッフ(保育士・調理師・栄養士)・保健課スタッフの多職種で情報共有を行った。今後も保育所と連携し、離乳食、幼児食等年齢に応じた食習慣づくりについて、課題を踏まえて保護者へ情報提供する機会を増やしていきたい。 ・子ども部会の取り組みとして、朝食をテーマにした啓発活動を高原小学校で実施。 ・学校においては、「チャレンジカード」を活用して、取り組みを行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携した取り組みを継続 ・食育研修会の開催
<ul style="list-style-type: none"> ・保育所・学校等関係機関との連携 			
<ul style="list-style-type: none"> ・食育推進計画の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き担当課である生涯学習課と連携を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係課として食育推進委員会に出席し、取り組みについて情報提供をした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き担当課である生涯学習課と連携を図り、推進体制の見直しを検討。
●身体を動かすのが好きな子どもを増やす			
<ul style="list-style-type: none"> ・身体を動かすことの楽しさを体験できる場を増やす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取り組みの仕方について検討し、各施設と連携して実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町としては実施しなかったが、保育所によっては健康運動指導士等指導者を招き、定期的に教室を開催している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取り組みの仕方について検討。
●こころの健康づくりの推進			
<ul style="list-style-type: none"> ・子どものこころを育てる取り組みの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も関係機関と連携し、継続して実施する。 ・開催時期については要検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年に引き続き、子育て支援、各保育所・学校関係者を対象に2月に研修会を実施した。 ・虐待予防の観点から、愛着形成の基礎知識や、子どもの立場に立った具体的な支援の仕方について学び、関係者で共通認識をもって支援に携わることを目指す。 ・支援の必要な子ども・家庭が増加している中で、この研修を通して個別の支援のあり方について理解を深めることができるが、町としての取り組みには発展しづらい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も関係機関と連携し、内容を検討し継続して実施する。
<ul style="list-style-type: none"> ・保護者への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者への関わり方については検討継続。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者の共通理解を深める取り組みに留まった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者への関わり方については検討継続。
<ul style="list-style-type: none"> ・地域で情報把握ができる体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援連携協議会、要保護児童対策協議会の関係機関の連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉課児童福祉担当と町の相談窓口として「まるごと相談室」を設置し、関係機関に周知した。今後はより早期に相談をうけ、関係者が連携して取りくめるよう働きかけたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「まるごと相談室」の周知 ・特別支援連携協議会、要保護児童対策協議会の関係機関の連携強化

●最初の1本を吸わせない取り組みの推進			
•子どもへの禁煙教育	•出前講座の継続実施	•矢上小学校で出前講座を学校と連携して実施。 •昨年度「敷地内禁煙」が全校で完全実施されたことから、取り組みを縮小している。	•出前講座の継続実施
•分煙対策	•敷地内禁煙について全町へ周知 •自治会への分煙啓発	•昨年度より「敷地内禁煙」が全校で完全実施。 •自治会への働きかけはできていない。	•敷地内禁煙について全町へ周知
●子どもがお酒を飲まない、大人が飲ませない取り組みの推進			
•子どもへの飲酒防止の教育	•関係者と取り組みの必要性について検討する。	•今年度は実施しなかった。	•関係者と取り組みの必要性について検討する。
•PTAへの知識の普及	•関係者と取り組みの必要性について検討する。	•今年度は実施しなかった。	•関係者と取り組みの必要性について検討する。
●妊娠期から継続したむし歯ゼロ・歯周病予防をめざす取り組みの推進			
•正しい知識の普及	•保育所、小学校、中学校、子育て支援センター、児童クラブと連携し、歯科教室を行った。子育て支援センターでは定期的に相談を行った。	•保育所、小学校、中学校、子育て支援センター、児童クラブと連携し、歯科教室を行った。子育て支援センターでは定期的に相談を行った。	•保育所、小学校、中学校、子育て支援センター、児童クラブと連携し、歯科教室を行った。子育て支援センターでは定期的に相談を行った。
•フッ化物の応用	•継続実施。	•幼児健診や、歯科教室、子育て支援センターの出前講座、学校保健便り等を通して、歯科予防と併せフッ素の効果について今年度も情報提供を行った。フッ素塗布は、むし歯予防だけでなく、幼児健診後に医療機関に相談できる場としてもとらえ受診勧奨を行った。	•継続実施。
•歯科検診と教育の推進	•継続実施。	•各学校、保育所での歯科検診から要治療者が受診につながるよう、保育士、担任教諭や養護教諭と、より意識した受診勧奨を連携して実施。年度末に、受診率の評価を行う。 •幼児健診での歯科検診、フッ素塗布に併せて歯科検診(医療機関委託)をセットし実施。 •歯科教室の場で歯科予防について、医療機関、保育所、小学校、中学校、子育て支援センター、児童クラブ等と連携しながら実施。	•継続実施。
•保育所・学校との連携	•保育所、学校との連携を取りながら継続実施。	•依頼のあった保育所へ、保護者と保育所職員を対象にした教室や保育所参観日に併せて教室を行い情報提供を行った。 •各小学校では、養護教諭だけでなく担任と連携した教室を実施。 •各保育所・学校の課題を共有した教室となるよう、担当者間で情報を共有できるよう努めた。	•保育所、学校との連携を取りながら継続実施。

【青壮年期の健康づくり】

	H29 方向性	H29 実施状況	H30 方向性
(2) 生涯を通じた健康づくりの推進			
②働き盛りの青壮年期の健康づくりの推進			
●生活習慣病予防の食生活の推進			
・食の正しい知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養相談日の継続 ・糖尿病教室における健康教育の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・食事や栄養に関する身近な相談の場として、毎月1回栄養相談日を実施した。主に糖尿病など生活習慣病予防や介護予防の食事に関する相談で利用していただいた。 ・糖尿病教室を4回、腎臓病教室を2回開催（3月実施予定分を含む）。そのうち食をテーマに調理実習や講演会を3回実施し、早期予防や悪化防止のための食事について情報提供・啓発を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養相談日の継続。 ・糖尿病・腎臓病教室における健康教育の継続。 ・減塩の啓発。
・若い世代への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・働きざかり世代の女性を対象にした講座で、バランス食や食品の選び方の話とカロリー計算された弁当の試食を行った。 ・事業所健診と事業所の出前講座で、間食(菓子パン、ジュース)の展示と啓発を行った。実物を展示したので興味を示される方が多かった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施。
●自分にあった運動の実践と継続			
・運動の正しい知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業所で課題に応じた出前講座を活用してもらうよう連携を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年継続して、職員の意識啓発と継続支援のために体力測定や運動実技の依頼のある事業所に加え、研修会や事業所訪問でPRしたこともあり、新たな事業所から運動の出前講座の依頼があった。 ・今年から働き盛りの女性を対象に、運動を中心にした講座を夜間に開催。事業所を通じて参加者を募集し、予定数よりも多くの参加があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・働きざかり世代の講座を継続。 ・出前講座の継続と活用してもらうための工夫。
・運動が実践しやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・健康チャレンジ事業はPR方法を工夫し、継続実施。 ・運動を継続するには、元気館利用と合わせて身近な場で取り組めるような内容も検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今年も月1回ウォーキングの日を実施したが、若い世代の参加はほとんどなかった。 ・働きざかり世代の女性を対象にした講座で、動機付けとして運動実技を行い、その後の継続支援として家庭でできる体操の紹介、元気館を含め身近な運動のサークルなどの周知を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・働きざかり世代の講座を継続、併せて元気館トレーニング室の周知。
●こころの健康づくりの推進			
・こころの健康づくりの意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続きキャンペーンを実施し情報提供を行う。できれば出前講座へつなげる。 ・職域の方が利用しやすい相談を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所健診で、動画と相談機関の一覧表で啓発を行った。動画は若い世代に関心を持ってもらえる媒体なので、今後も活用していく。 ・今年度は自死予防キャンペーンの期間に、役場(町民課・福祉課)、各支所、元気館トレーニング室にて、職員の協力によりチラシやグッズによる啓発を行った。200部配布したが、年代や効果は不明。来年度は実施方法の検討が必要。 ・事業所訪問で「ストレス対処法」の出前講座のPRを行ったが、依頼件数は少なかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所を通じた啓発の実施。
・地域で情報把握ができる体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・相談体制の確保 ・相談支援部会の定例開催 ・自死実務者会や自死対策評価委員会を継続して開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な方が相談につながるために、相談機関の一覧表を作成し、事業所健診や事業所訪問で周知した。 ・臨床心理士による相談回数を6回実施し、勤務者や新規の若い方の利用が増え、必要な支援へつなぐことができた。 ・相談支援部会を2カ月に1回定例開催し、事業やケースの情報共有や必要な取り組みの検討を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談体制の確保 ・相談支援部会の定例開催 ・自死対策推進計画を策定。
・職域との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・働き盛り部会の取り組み継続。 ・事業所アンケートを参考にしながら、取り組みを検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各職場でメンタルヘルス対策が進むことを目的に、具体的に取り組むこと等を情報提供する機会として、事業主・健康管理者を対象にした「こころの健康づくり研修会」を開催した。今年で2回目の開催で、数人だが新規の事業所からの参加があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施。
●喫煙者への禁煙支援			
<ul style="list-style-type: none"> ・正しい知識の普及・啓発 ・相談・治療が受けられる体制づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・若く新規の方が、胸部CT検査に結びつく働きかけを行う。 ・禁煙については、違う形で意識啓発を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・胸部CT健診で、希望者に禁煙に関する情報提供を行ったが、継続受診者が中心で禁煙の意志がない方が多かった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・禁煙希望者に対して、喫煙に結びつく情報提供や支援を実施。

禁煙外来の情報提供			
●分煙対策の推進			
<ul style="list-style-type: none"> 地域や職域との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 職域連携の中で、少しずつ分煙に取り組む。 自治会への分煙啓発を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 公民館主事会や事業所訪問で、「たばこの煙のない施設登録」を勧めた。公民館は建物内禁煙で登録し、今後敷地内禁煙の検討を依頼した。 事業所からの登録は2件だった。 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施。
●適正飲酒への支援			
<ul style="list-style-type: none"> 適正飲酒の情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定健診後の報告会等、個別指導に併せ必要な方へ情報提供を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 啓発方法を検討し、継続実施。
●歯周病で歯を失わない取り組みの推進			
<ul style="list-style-type: none"> 正しい知識の普及 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 今年から働きざかり世代への啓発として、事業所健診で歯周病疾患の啓発と唾液潜血反応検査を行った。若い方でも潜血反応がある方が比較的多く、より早い時期からの歯周病予防が必要である。 特定健診に併せた歯科相談を今年度も実施。治療が必要な方へ歯科受診をお勧めするカードを発行した。治療をきっかけに、定期的な歯科受診に結びつくよう、医療機関と連携した働きかけが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 歯科検診の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 歯科医院と連携し引き続き実施 		
<ul style="list-style-type: none"> 職域との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 事業所アンケートの状況を見て、関心のある事業所へ出前講座などの働きかけを行う。 		

【介護予防】

	H29 方向性	H29 実施状況	H30 方向性
(2) 生涯を通じた健康づくりの推進			
③高齢者の健康づくり、介護予防、生きがいづくり、社会活動への支援			
●自分の健康状態にあった食生活の推進			
・バランスのよい食生活と減塩の啓発	・出前講座による情報提供と啓発の継続 特にサルコペニア(ロコモ)予防の食生活について	・認知症予防教室やミニディなど出前講座にでかけ、介護予防のバランスのよい食生活(たんばく質接種、減塩等)情報提供を行った。 ・栄養相談を行い、具体的な食生活について個別に相談を行った。	・出前講座による情報提供と啓発 ・栄養相談による個別対応
●自分の健康状態にあった運動による介護予防の推進			
・運動の正しい知識の普及	・地域包括ケアの中で、集いの場を計画的に立ち上げる予定になっており、その場では介護予防に効果的な運動を普及していく。	・ケーブルテレビを活用した健康体操を毎月放送し、運動に取り組む環境づくりをすすめている。 ・地域運動教室は「リーダー」を中心に自主化に結びつくよう働きかけを行っている。 ・矢上地区のモデル活動は、集った時にはラジオ体操を継続している。	・地域包括ケアの中で、集いの場を計画的に立ち上げる予定になっているが、具体的なことは未定である。町内の身近な場などで運動教室が継続できるよう連携していく。
・運動実践者を増やす	・生涯学習課・各公民館等いろいろな機関と連携を図りながら、運動実践者を増やしていく。	・身近な場で運動ができる地域運動教室を継続して実施した。集う場を支援するボランティアが中心となって自主的に運営ができつつある。 ・健康チャレンジ事業でラジオ体操(8月)に取り組む人を増やすためチャレンジ月と設定した。昨年度に比べて応募が27枚と少なかった。(昨年は83件) ・毎月ウォーキングの日を設定し、公民館と共催でウォーキング大会を継続している。	・正しい運動が継続できるための支援、新規参加者を増やす支援を行っていく。 ・生涯学習課・各公民館等いろいろな機関と連携を図りながら、運動実践者を増やしていく。
・運動しやすい環境づくり			
●地域におけるこころの健康の環境整備の推進			
・相談体制の整備	・今後も関係機関と連携して取り組んでいく。	民生地区区に担当保健師が参加した。参加頻度や内容は地区によって様々であるが、要望に応じて心の健康や保健事業について情報提供を行った。また、地域の気になるケースについて情報交換し必要なサービスにつなげる。	・今後も関係機関と連携して取り組んでいく。
●こころの健康づくりの取り組みの推進			
・こころの健康づくりの意識啓発	・相談機関の周知や出前講座を活用したセルフケア等の啓発を継続する。	・ささえあいミニディ・いきいきサロン等身近に集える場を計画的に立ち上げている。 ・町内相談機関の一覧表を作成し、関係機関へ周知した。出前講座としての利用はなかった。	・相談機関の周知や出前講座を活用したセルフケア等の啓発を継続する。 ・今後も福祉課・社協・保健課が中心になって立ち上げに向けた支援を行っていく。
●喫煙者への禁煙支援			
・正しい知識の普及・啓発	・煙のない施設登録の取り組みをすすめる	・肺がんCT検査時にたばこの害や禁煙外来の紹介、COPDについて啓発を行った。	・煙のない施設登録の取り組みをすすめる
・禁煙外来の情報提供			
●自分の歯を守る取り組みの推進			
・正しい知識の普及	・出前講座、ケーブルテレビで実技指導や啓発を行っている。	後期高齢者歯科口腔健診受診率は、対象者の年齢の上限を引き上げて拡大した影響もあり、受診率は低下している。	・健康な口でしっかり噛むことが低栄養や高齢者の筋力や活動量が低下するフレイルの予防につながることから歯科健診受診者を増やすことをすすめる。 ・リスクのある人をフォローする体制づくりを進める。 ・出前講座、ケーブルテレビで実技指導や啓発も行っている。
・定期歯科受診の推進			

【重症化予防】

	H29 方向性	H29 実施状況	H30 方向性
(3) 疾病の早期発見、合併症・重症化予防の推進			
●糖尿病、高血圧予防の効果的な保健事業の推進			
・早期発見・早期治療体制整備	・糖尿病性腎症対策の継続	・特定健診での尿検査やeGFRの結果から糖尿病性腎症重症化プログラムに基づいて、糖尿病性腎症と慢性腎臓病(CKD)の該当者を抽出。糖尿病教室や腎臓病教室を開催し、対象者の10～15%が参加された。紹介状発行で、受診確認ができていない方については再度受診勧奨を行っている。 ・合併症予防として、島根県糖尿病予防・管理指針に基づき、HbA1c7%以上(70歳未満)と糖尿病性腎症2～4期のハイリスク者に対して、地区担当保健師による訪問等の個別支援を行っている。	・糖尿病性腎症対策の継続。
・第2次特定健診等実施計画の推進	目標受診率 60% 目標実施率 75%	・集団健診受診者を増やすため、集落保健衛生委員や町内医療機関へ受診勧奨の声かけの協力依頼を行った。併せて地区担当保健師による電話勧奨も行った。 ・第3期計画に向けて、健診の課題を整理し、次年度以降の方向性を検討した。 ※実績は年度途中のため未確定。	・40～50代の受診者を増やす。 ・不定期受診者を定期受診につなげる。 ・健診目標受診率 57.5% ・特定保健指導目標実施率 75.0%
・魅力的な特定健康診査・保健指導体制づくり	・夕方のスピード健診周知、受診者数アップに向けた取り組みの継続 ・保健事業を活用した特定保健指導の改善率向上の取り組みと終了率を上げる	・夕方のスピード健診を石見地域で実施。受診者は職域の方が多く、働いておられる方には便利な健診として定着してきた。 ・島根大学と共同で健診を初めて8年目。受診者の多くが大学検査があることで健診内容が魅力的と回答されており、内容の充実につながっている。 ・特定保健指導は、H27までは指導対象者が減少しておりよい傾向だったが、H28は増加している。また継続して対象になる方が増えてきているため、効率的・効果的な指導方法の検討が必要である。	・夕方のスピード健診周知、受診者数アップに向けた取り組みの継続 ・保健事業を活用した効率的・効果的な指導の検討・実施。
・医療機関との連携強化	・邑智病院実務者会、生活習慣病対策検討会の継続 ・糖尿病連携手帳の活用推進、ハイリスク者フォローのための保健・医療の連携強化 ・医療機関訪問の継続	・医療と保健が連携を図りながら生活習慣病予防を進めるために、また重症化予防のための病診連携の体制づくりを目的に、生活習慣病研修会を開催した(11月22日)。 ・生活習慣病対策検討会は3月に開催予定。町の現状や対策について情報提供し、連携強化や体制づくりをすすめていく。 ・公立邑智病院実務者会を行い、保健と医療の連携、病診連携にむけて情報交換や検討を行った。今年度は泌尿器科の医師の異動があったため、保健事業の取り組みについての情報提供と腎臓専門医との連携についての意見交換を行った。	・邑智病院実務者会、生活習慣病対策検討会の継続。 ・糖尿病連携手帳の活用推進、ハイリスク者フォローのための保健・医療の連携強化。 ・医療機関訪問の継続。
・健康相談、健康教室、訪問の充実	・栄養相談日の継続 ・健康教室の継続 ・ハイリスク者訪問の継続	・月1回栄養相談日を設け、希望者に対し病態の食事相談、指導を行った。 ・糖尿病予防のための講演会を2回、重症化予防の教室を2回開催した。 ・慢性腎臓病(CKD)予防・重症化予防のための教室を年2回開催する。 ・糖尿病合併症予防および糖尿病性腎症の重症化予防のため、ハイリスク者(HbA1c7%以上、腎症2～4期)に対し訪問等を実施中。	・栄養相談日の継続。 ・発症予防に重点を置いた健康教室の開催。 ・対象者の基準を見直し、ハイリスク者訪問の継続。
・継続した評価体制	・特定健診等実施計画を包含し、データヘルス計画の見直しを行う	・年3回開催される国保連合会評価委員会の場で、専門家からの意見をいただき、効果的・効率的な取り組みについて検討・実施した。 ・データヘルス計画・特定健診等実施計画の評価を行い、今後6年間に取組むべき課題と優先順位の整理を行った。	・関係課や関係機関と連携を図りつつ、第2期データヘルス計画、第3期特定健診等実施計画を推進。
●がん対策の推進			
・がん予防と早期発見の推進	・がん対策推進計画中間評価の実施。	・がん対策推進計画の中間見直しを行った。 ・その中で、女性のがん(乳がん・子宮がん)の年齢調整死亡率が高いこと、各種検診の受診率の伸び悩み(特に若い年代)、精密検査受診率の伸び悩み等の検診課題が明確になった。	・効果的ながん検診の実施方法について検討、実施する。
・がん対策推進計画の推進	・継続して働き盛り部会の委員さんと連携していく。 ・がん対策推進計画の啓発。	・出前講座の中にごがん予防に関するメニューを設け、事業所訪問等を通じて活用を進めた。	中間見直しで、1次～3次予防の中で重点的に取組むべきことが明確になったので、その取り組みを行っていく。
・継続した評価体制	・継続して精度管理を高めていく。	・県の調査に伴い、毎年制度管理を行っており、改善に努めている。まだ確認のとれていない方に対して、精密検査受診状況を地区担当保健師が確認し、精検受診率向上に向けた取り組みを行った。	・継続して精度管理を高めていく。